令 和 ８ 年 度
福岡県国民健康保険運営協議会①
資 料 ２ － ２

第二期福岡県国民健康保険運営方針（中間見直し）

＜答申素案＞

赤字：令和８年度更新

2024（令和６）年４月

（2027（令和９）年３月改定）

福　岡　県

第二期福岡県国民健康保険運営方針　目次

基本的事項

1　策定の目的 …… 1
2　策定の根拠 …… 1
3　対象期間及び検証・見直し …… 1
4　ＰＤＣＡサイクルの実施 …… 2
5　ＳＤＧｓとの関係 …… 2

第１章　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1　医療費の動向と将来の見通し …… 3
2　財政収支の改善に係る基本的な考え方 ……10
3　赤字削減・解消の取組 ……12
4　財政安定化基金の運営 ……14

第２章　市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

1　市町村における保険料の賦課状況 ……17
2　保険料水準の統一 ……19
3　納付金及び標準保険料率の算定方法 ……21

第３章　市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

1　保険料の収納状況 ……25
2　収納率目標の設定 ……28
3　収納率向上のための取組 ……30

第４章　市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1　レセプト点検の充実強化 ……32
2　療養費の支給の適正化 ……34
3　第三者行為求償事務の取組強化 ……37

第５章　県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

１　医療費適正化計画との関係 ……39
２　県民の健康の保持の推進 ……39
３　医療の効率的な提供の推進 ……44
４　その他の医療費の適正化の取組 ……47

第６章　市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

１　これまでの取組等 ……48
２　今後の取組等 ……52

第７章　保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

１　保健医療サービス・福祉サービス等との連携 ……53
２　国保データベース（ＫＤＢ）システム等情報基盤の活用 ……54

第８章　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項 ……55

資料編 ……56

基本的事項

1　策定の目的

2015（平成 27）年５月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号)」により、2018（平成 30）年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとされた。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

このため、県と市町村が一体となって、国保の保険者としての事務を共通認識の下で実施するとともに、将来の保険料水準の統一を見据えながら、住民サービスの向上等を目指して、県等が行う安定的な財政運営と市町村の事業運営の広域化、効率化を推進できるよう、本県における国保の運営に関する統一的な運営方針として、2018（平成 30）年４月に「福岡県国民健康保険運営方針（対象期間：2018（平成 30）年度～2023（令和５）年度)」を策定した。

~~今般~~2024（令和６）年４月、法令改正等により運営方針の記載事項が見直されたことや、今後の被保険者数の減少、１人当たり医療費の増加といった国保を取り巻く環境の変化に対応し、国保制度の安定的な運営を図るため、「第二期福岡県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。)」を策定~~する~~し、今般、必要な検証・見直しを実施した。

2　策定の根拠

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 82 条の２の規定に基づき定める。

策定にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第９条第１項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性を確保する（法第 82 条の２第５項)。

3　対象期間及び検証・見直し

2024（令和６）年４月１日から 2030（令和 12）年３月 31 日までの６年間を対象期間とする。

県は、運営方針に基づく取組状況等を毎年度把握し、市町村、福岡県国民健康保険運営協議会及び関係機関等と情報共有を図るとともに、３年ごとに検証を行い、必要な見直しを行~~う~~った。

４　ＰＤＣＡサイクルの実施

（１）県の役割等

県は、県が担う安定的な財政運営や、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の取組を推進するとともに、市町村が行う国保事業の実施状況について、市町村も含めた関係者に対し、必要な指導・助言を行う。

（２）ＰＤＣＡサイクルを循環させるための県の取組方針

県は、レセプト点検、第三者行為求償事務、保健事業等をはじめとする市町村の国保事業に関し、これまでと同様、好事例の収集、ノウハウの共有、費用対効果の分析を進め、各市町村へ情報提供を行う。

また、それらの分析情報等を踏まえながら、事務打合せ等に際しては、各市町村で事務の改善に資するよう具体的な指導・助言に努める。

あわせて、運営方針に定めた事業の進捗状況等について、県と市町村の協議の場として 2018（平成 30）年度に設置した「福岡県国保共同運営会議」において、定期的に把握・分析し、運営方針の見直しにつなげていくものとする。

５　ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までの達成を目指す国際目標である。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしている。

運営方針は、ゴール３「すべての人に健康と福祉を」をはじめ、ゴール５「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール８「働きがいも経済成長も」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」に関与している。



第１章　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

１　医療費の動向と将来の見通し

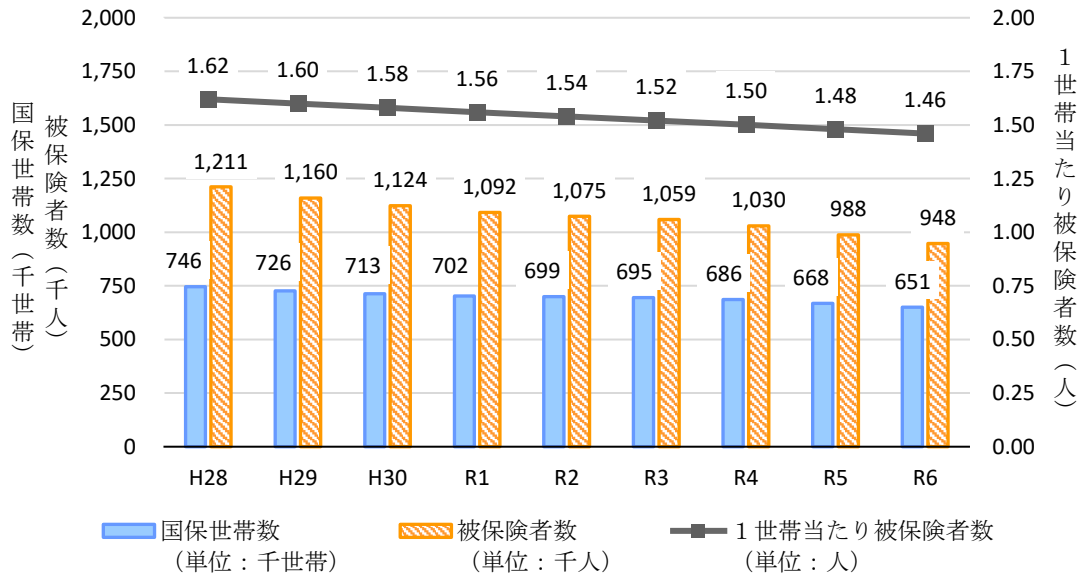
（１）福岡県の市町村国保被保険者数等の推移

ア　国保世帯数、被保険者数の推移

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の県内市町村国保加入世帯数は約 ~~70~~ 65 万世帯、被保険者総数は約 ~~106~~ 95 万人であり、１世帯当たりの被保険者数は ~~1.52~~ 1.46 人となっており、いずれも近年は減少傾向となっている。（**図表 1-1**）

図表更新済

〔**図表 1-1**〕【国保世帯数、被保険者数、１世帯当たり被保険者数の推移】



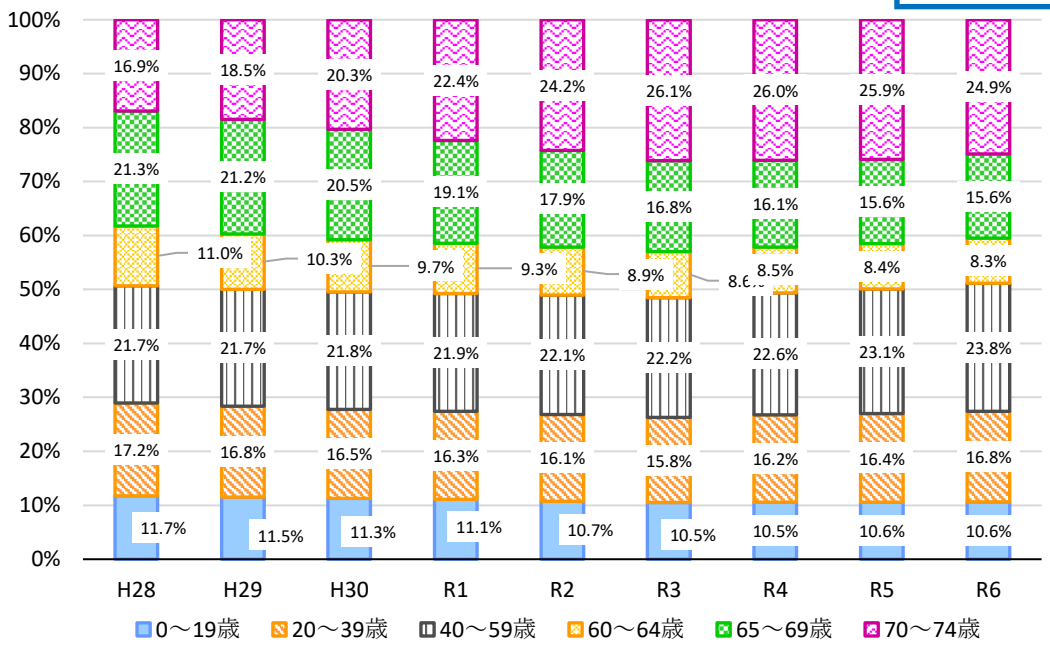
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ　被保険者の年齢別構成の推移

市町村国保の被保険者のうち、前期高齢者（65 歳から 74 歳までの者）の割合は、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度は約 ~~40.3~~ 40.5％となって~~おり、年々増加して~~いる。（**図表 1-2**）

〔図表 1-2〕【被保険者の年齢別構成の推移】

図表更新済

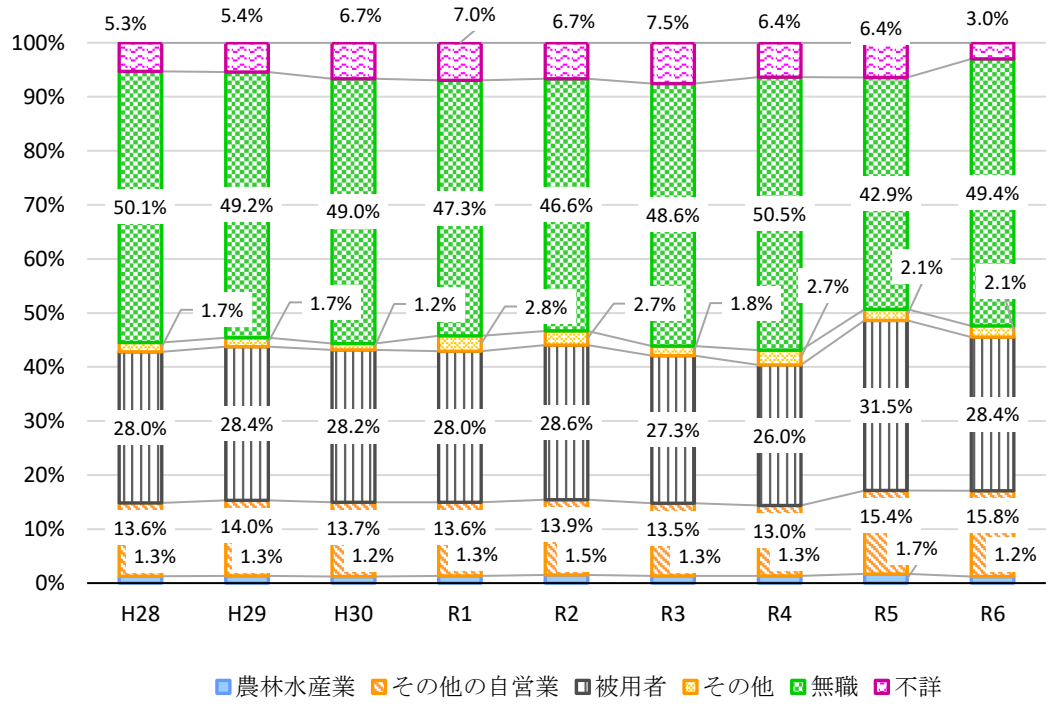


ウ　国保世帯主の職業別構成割合の年次推移

被保険者の世帯主の職業は、年金受給者などの無職者が最も多く、次いで非正規労働者などの被用者となっている。（**図表 1-3**）

〔図表 1-3〕【国保世帯主の職業別構成割合の推移】

図表更新済



出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」

（２）福岡県の国保医療費の動向

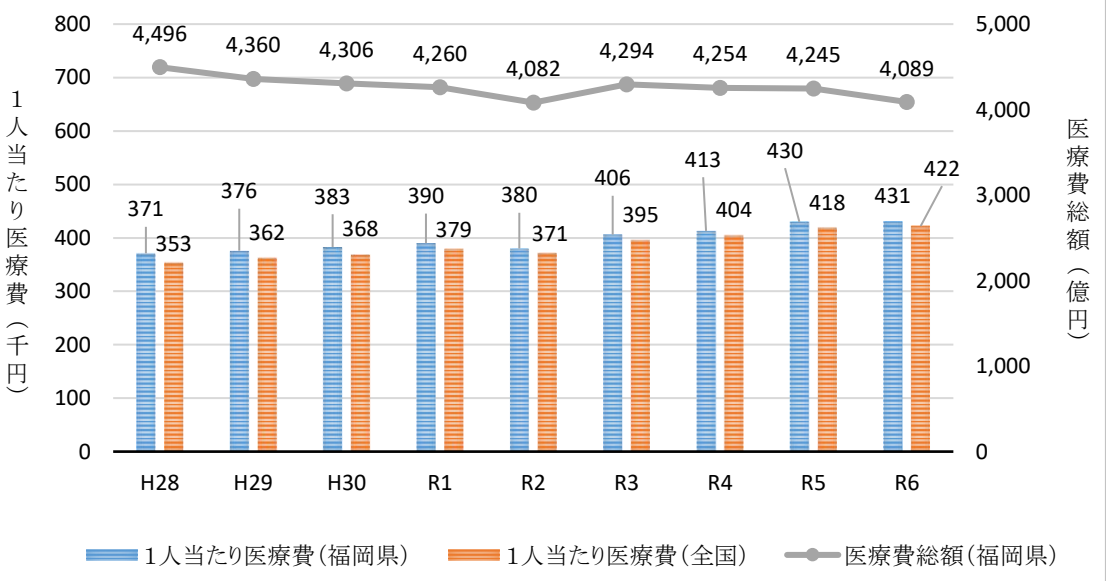
ア　１人当たり医療費

本県の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の国保医療費総額は、約 ~~4,294~~ 4,089 億円と、前年度と比べると、~~前年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による減少の反動もあり、~~被保険者数の減少に伴い、約 ~~212~~156 億円~~増加~~減少している。

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の国保被保険者１人当たり医療費は ~~405,594~~ 431,164 円で、全国平均 ~~395,729~~ 422,437 円の約 ~~1.03~~ 1.02 倍（全国 ~~28~~ 30 位）となっている。（**図表 1-4**）

図表更新済

〔**図表 1-4**〕【国保医療費の推移】



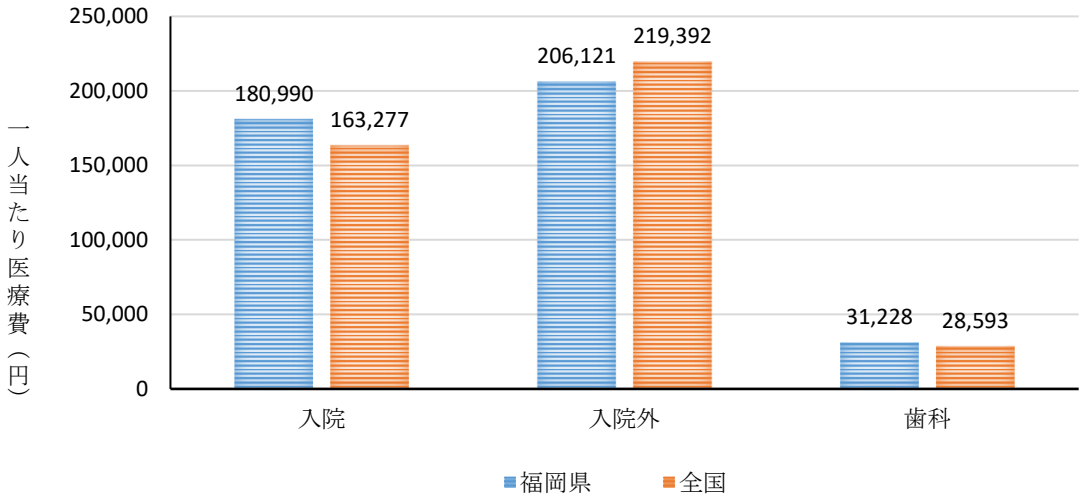
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の本県の国保被保険者の１人当たり医療費を入院、入院外、歯科別に全国と比較すると、入院医療費が全国平均を大きく上回っており、県全体の医療費を押し上げている。（**図表 1-5**）

2024（令和~~３~~６）年医療施設調査（厚生労働省）によると、本県の人口 10 万人当たり病床数は ~~1,600.5~~ 1,580.6 床と、全国平均の ~~1,195.2~~ 1,187.3 床の ~~1.34~~ 1.33 倍となっている。また、2024（令和~~３~~６）年病院報告（厚生労働省）によると、本県の平均在院日数は ~~33.1~~ 30.5 日と全国平均の ~~27.3~~ 25.6 日の ~~1.21~~ 1.19 倍となっており、入院医療費の高さの一因と考えられる。

〔図表 1-5〕【令和~~3~~6年度　国保被保険者１人当たり医療費（入院・入院外・歯科別）】

図表更新済



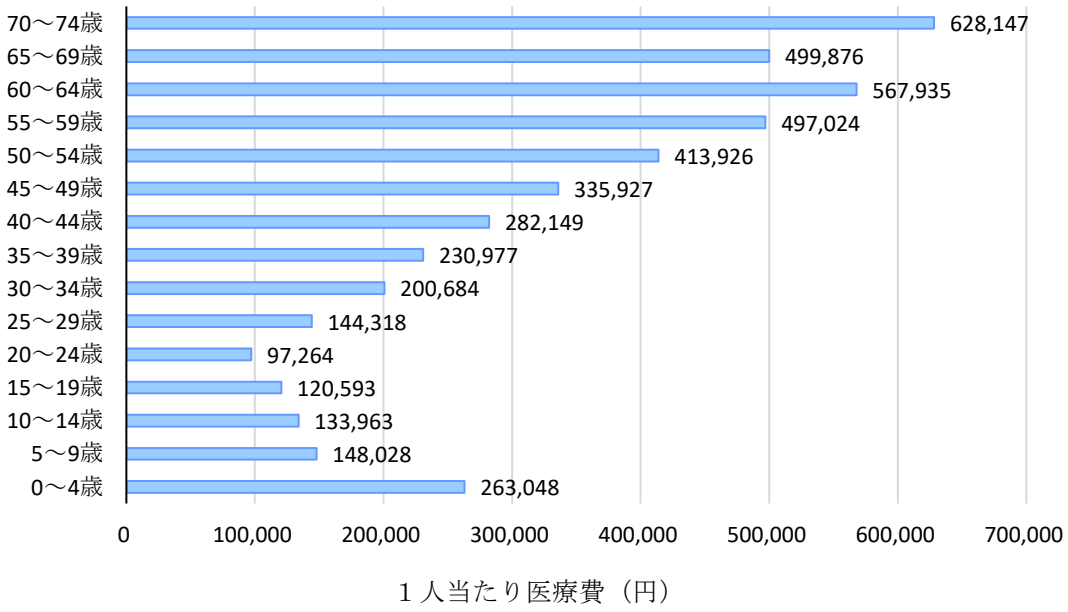
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ　年齢階層別１人当たり医療費

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の本県の国保被保険者の１人当たり医療費を年齢階層別でみると、年齢が上がるとともに高まる傾向にある。（**図表 1-6**）

〔図表 1-6〕【令和~~3~~6年度　年齢階層別１人当たり医療費】

図表更新済



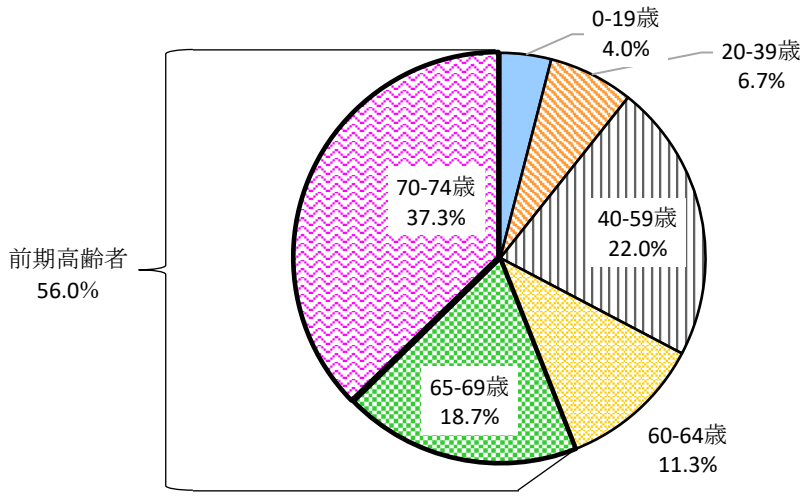
出典：厚生労働省「医療費（電算処理分）の地域差分析」

ウ　年齢階層別医療費割合

（１）イに記載のとおり、市町村国保においては、前期高齢者の被保険者が全体の４割を占めているが、これらの年齢階層の医療費が医療費総額の約６割を占めており、全体を押し上げている。（**図表 1-7**）

〔**図表 1-7**〕【令和~~３~~６年度　年齢階層別医療費の割合】

図表更新済



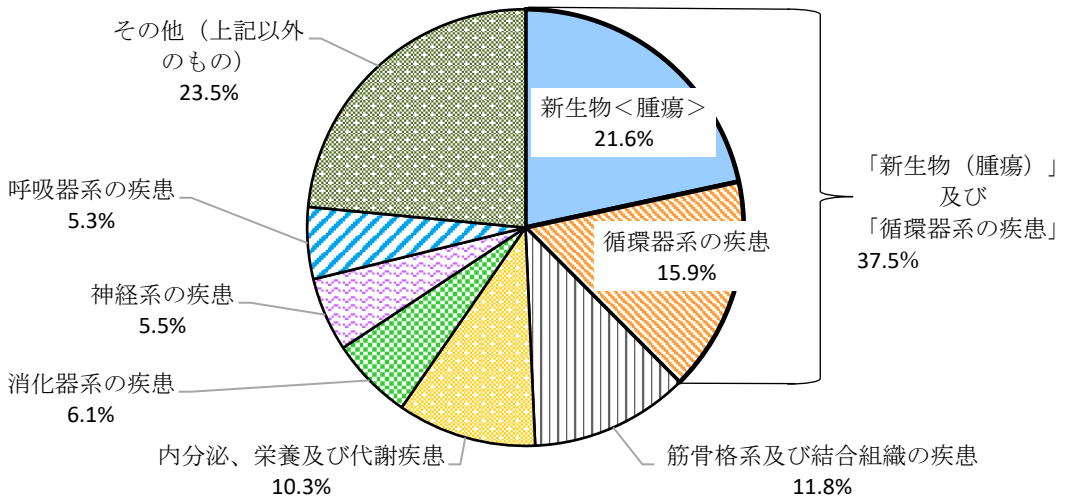
出典：厚生労働省「医療費（電算処理分）の地域差分析」

エ　疾病別医療費の状況

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の本県の国保被保険者の前期高齢者に係る23分類の疾病別医療費の構成割合は、「新生物（腫瘍）」及び「循環器系の疾患」が約４割を占めている。（**図表 1-8**）

〔**図表 1-8**〕【令和~~３~~６年度　前期高齢者の疾病別医療費の割合】

図表更新済



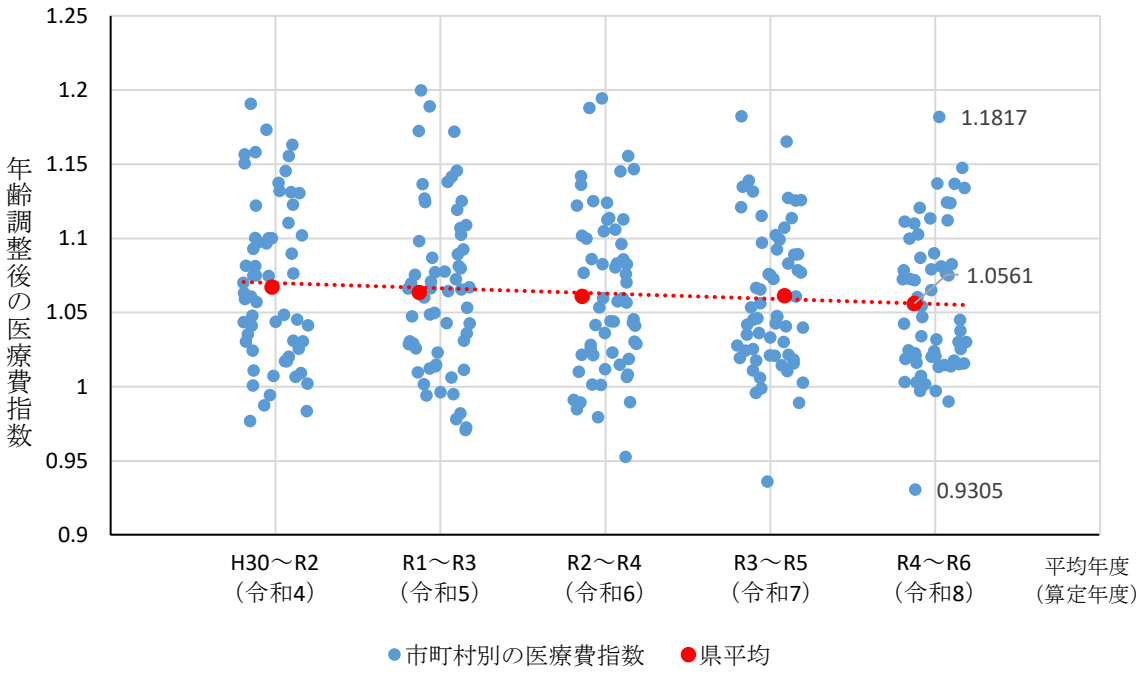
出典：国保データベース（ＫＤＢ）システム「疾病別医療費分析　大分類」より

オ　年齢調整後の医療費指数

国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の算定において、「年齢調整後の医療費指数」を用いるが、これは、「当該市町村の実績の１人当たり医療費」を「５歳階級別の全国平均１人当たりの医療費を当該市町村の年齢構成に当てはめた１人当たりの医療費」で除することによって算出する（全国平均は１となる。）。

なお、本県市町村の年齢調整後の医療費指数は、~~2019（令和元）~~2022（令和４）年度～~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の３か年平均で、県平均 ~~1.063~~ 1.0561、最大 ~~1.2~~ 1.1817、最小 ~~0.971~~ 0.9305、県内格差は~~約 1.236~~ 1.27 倍となっているものの、全体としては減少傾向にあり、市町村間の格差も縮小する傾向がみられる。（**図表 1-9** ※市町村別医療費指数の一覧は巻末掲載）

〔**図表 1-9**〕【年齢調整後の医療費指数（３か年平均）の推移】



出典：福岡県国保事業費納付金算定より

（３）福岡県の医療費の将来見通し

ア　国保被保険者数の推計

人口減少、高齢化の進行、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等により年々減少し、2029（令和 11）年度には 890 千人になる見込みである。（**図表 1-10**）

〔**図表 1-10**〕【被保険者数の~~見込み~~推計】

（単位：千人）

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
936	926	917	908	899	890

※納付金算定における被保険者数の推計値及び厚生労働省提供「都道府県医療費の将来推計ツール」による被保険者数の減少率を基に推計

イ　国保医療費の推計

国保被保険者数の減少に伴い、国保医療費も年々減少し、2029（令和 11）年度には 4,007 億円になる見込みである。（**図表 1-11**）

〔**図表 1-11**〕【国保医療費の~~見込み~~推計】

（単位：億円）

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4,050	4,053	4,041	4,029	4,019	4,007

※厚生労働省提供「都道府県医療費の将来推計ツール」による医療費適正化計画の取組目標を達成した場合の数値及び「ア　国保被保険者数の推計」を基に推計

ウ　１人当たり国保医療費の推計

医療の高度化等に伴い年々増加し、2029（令和 11）年度には 450 千円になる見込みである。（**図表 1-12**）

〔**図表 1-12**〕【１人当たり国保医療費の~~見込み~~推計】

（単位：千円）

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
433	438	441	444	447	450

※「ア　国保被保険者数の推計」及び「イ　国保医療費の推計」を基に推計

2　財政収支の改善に係る基本的な考え方

（１）福岡県の市町村国保の財政収支

ア　市町村（国保特別会計）の現況

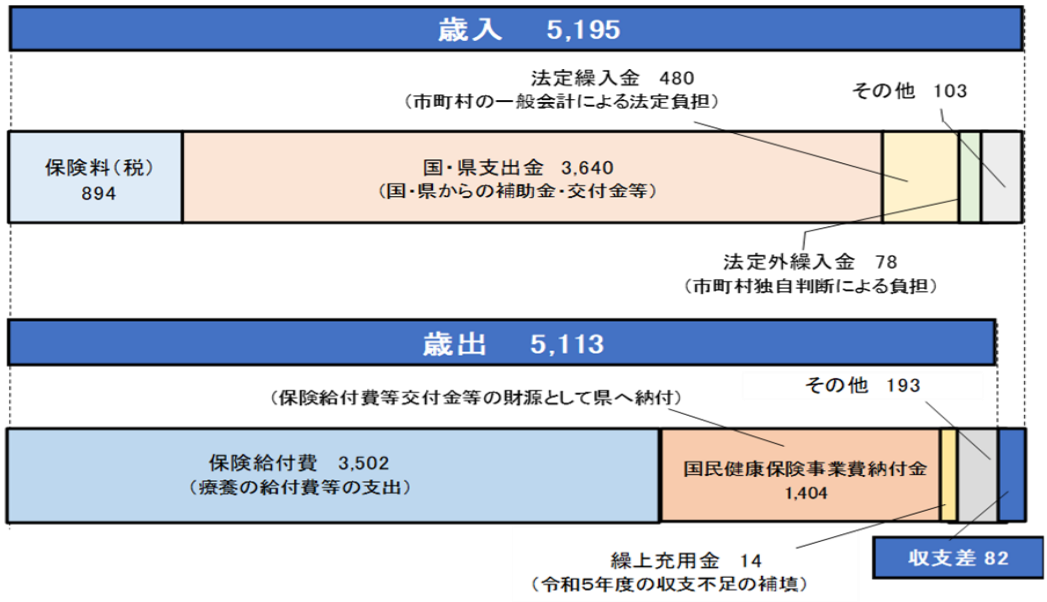
国保は、高齢者の割合が高く医療費水準が高い一方で、無職の割合が高く所得水準が低いために保険料収入が得にくいといった構造的な課題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いている。

県内市町村国保全体における ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の決算状況（形式収支）~~は~~をみると、歳入総額は ~~5,459~~ 5,195 億円、歳出総額は ~~5,331~~ 5,113 億円で ~~128~~ 82 億円の黒字となっているが、~~7~~ 6 市町村で赤字が生じており、その総額は約 ~~16~~ 12 億円である。当該額は、例外的に認められている繰上充用により補填され、翌年度の歳出となっている。

また、~~41~~ 39 市町村で、一般会計から法定外繰入を行っており、その総額は約 ~~77~~ 78 億円である。（**図表 1-13**）

図表更新済

〔**図表 1-13**〕【令和~~3~~ 6 年度　市町村（国保特別会計）の決算状況】



イ　市町村（国保特別会計）における財政運営

国保財政を安定的に運営していくためには、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることから、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、会計上収支が均衡していることが重要である。

しかしながら、実際には、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度に ~~15~~ 12 市町村で決算補填等目的の法定外繰入や繰上充用が行われているため、これらの削減・解消に取り組み、財政収支の改善を図る必要がある。

そのため、まずは削減・解消すべき赤字の対象について、県及び市町村において認識を共有し、その計画的・段階的な削減・解消に向けて、実効性のある取組や目標年次を定め、実施していく必要がある。

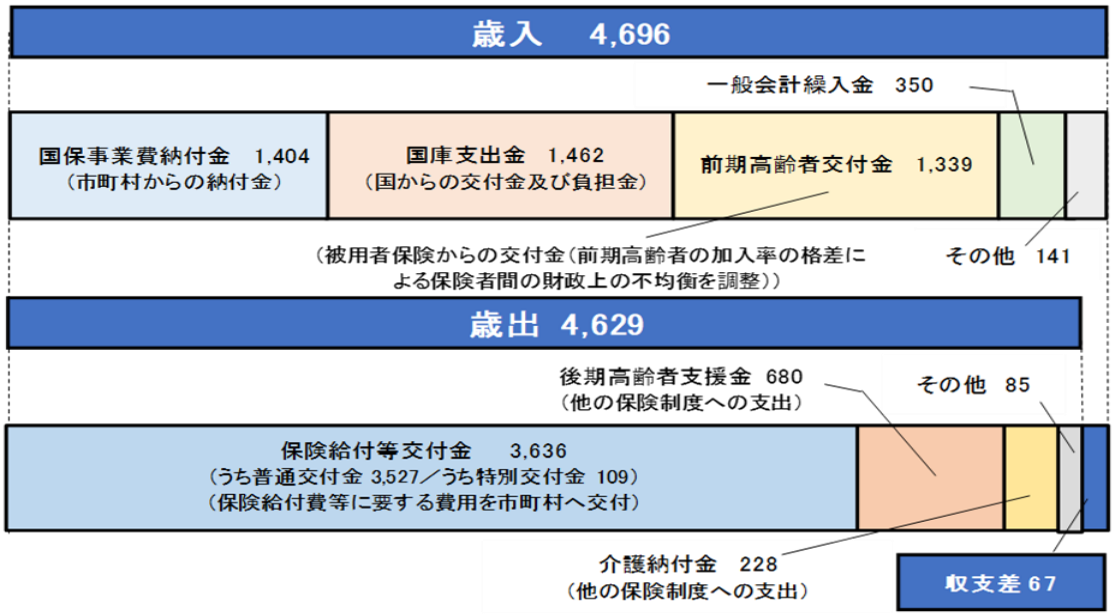
（２）福岡県国保の財政収支

ア　県（国保特別会計）の現況

本県国保における ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の決算状況（形式収支）は、歳入総額は ~~4,975~~ 4,696 億円、歳出総額は ~~4,816~~ 4,629 億円で ~~159~~ 67 億円の黒字となっている。（**図表 1-14**）

〔**図表 1-14**〕【令和~~３~~６年度　県（国保特別会計）の決算状況】 図表更新済

（単位：億円）



イ　県（国保特別会計）における財政運営

2018（平成 30）年度から設置された県の国保特別会計~~も~~についても、市町村の国保特別会計と同様に、必要な支出を納付金や国庫負担金等によって賄うことにより、収支が均衡するよう、健全な財政運営に努める。

同時に、県内の市町村における財政運営が健全に行われることも重要であるため、県の国保特別会計において、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう、また、逆に各年で保険料水準が過度に上下することのないよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランス良く財政運営を行っていく。

一方、年度中途における給付増リスクへの対応は重要である。そのため、財政安定化基金の残高及び保険給付費等交付金、財政安定化基金からの貸付等の予算補正の時期を十分に勘案した上で、財政運営が円滑に行われるよう予備費を計上する。

その際、予備費の財源が、納付金であることを踏まえ、計上額は必要最小限の額とする。

2018（平成 30）年度の国保制度改革により、全国で総額 3,400 億円の公費が投入されているものの、国保を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

国民皆保険制度の最後の砦として、国保が持続可能な制度として安定的に運営されるよう、引き続き制度責任者である国に対して、追加の財政支援等、必要な措置を求めていく。

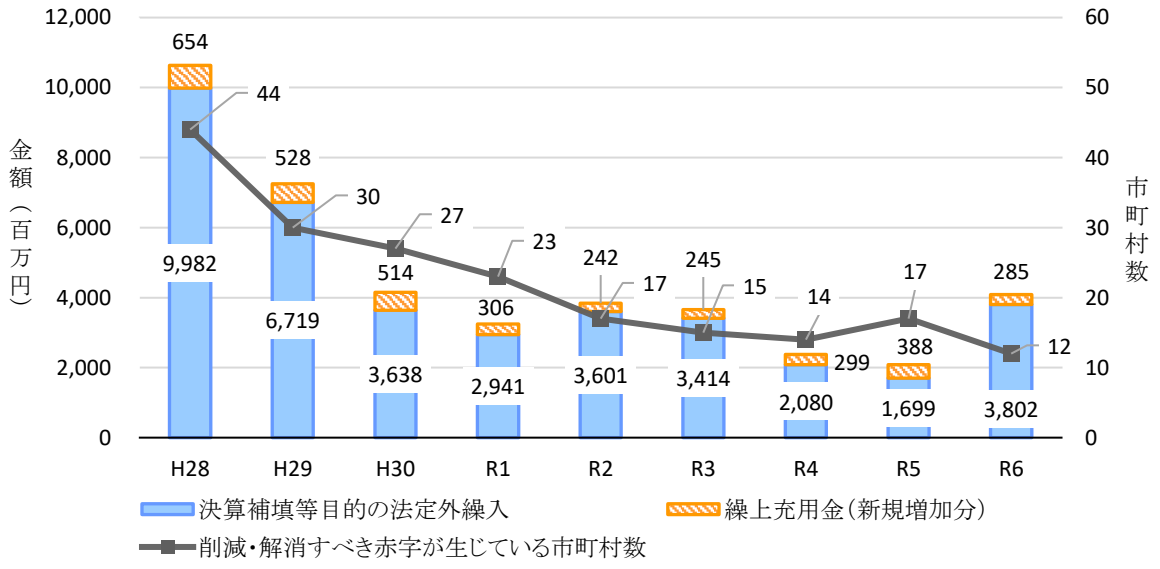
3　赤字削減・解消の取組

（１）削減・解消すべき赤字の範囲

市町村が削減・解消すべき赤字額は、「法定外繰入のうち、決算補填等を目的とする額[1]」及び「繰上充用金の新規増加額[2]」との合算額（以下「赤字」という。）とする。（**図表 1-15**）

図表更新済

〔**図表 1-15**〕【削減・解消すべき赤字額の推移】



[1] 決算補填等を目的とする額：当年度の国保特別会計の支出に対する収入不足の補填、保険者の政策、過年度の赤字の解消等のため、一般会計から繰り入れるもの

[2] 繰上充用金：当年度の収入が支出に対して不足した場合に翌年度の収入を繰り上げて、当該年度の収入不足を補填するもの

（２）赤字解消のための取組

ア　市町村の取組

（ア）全ての市町村

市町村は、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、会計上収支が均衡するよう努める。

それでもなお、決算において赤字が発生した場合は、早期の解消に努める。

（イ）赤字市町村

決算において削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって翌々年度に予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村（以下「赤字市町村」という。）は、赤字の要因（医療費水準、保険料設定、収納率等）の分析を行った上で県と協議し、「赤字削減・解消計画」を策定する。

【「赤字削減・解消計画」に記載する内容】
①赤字削減・解消のための基本方針
②具体的な取組内容
・保険料率の改定による適正な設定
・保険料収納率向上対策
・医療費適正化の取組
・保険者努力支援交付金[3]の確保　等
③赤字解消の目標年次（原則６年以内）及び年次ごとの削減予定額

イ　県の取組

（ア）全ての市町村に対する取組

全ての市町村の国保担当職員を対象に、国保財政の安定的な運営における国保会計の収支均衡の重要性について理解を深める研修等を実施する。

また、赤字が発生した市町村に対し、あらゆる機会を活用し、保険料~~率~~の適正な設定等、適正に運営を行い、早期の解消に努めるよう助言を行う。

（イ）赤字市町村に対する取組

赤字市町村が策定する「赤字削減・解消計画」について、赤字の要因分析、要因を踏まえた取組内容、解消予定年次の設定根拠等を丁寧に確認し、市町村の状況に応じたきめ細かな助言等を行う。

また、赤字市町村が策定した「赤字削減・解消計画」を取りまとめ、公表（見える化）する。

[3]保険者努力支援交付金：保険者（都道府県・市町村）における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、国が保険者の取組状況に応じて交付する交付金

（３）赤字解消の目標年次

2029（令和 11）年度を目標年次として、全ての市町村の赤字の解消に努める。

なお、累積赤字（平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額）の削減・解消に関しては、各市町村の状況に応じ、可能な限り、計画的な削減・解消を目指す。

４　財政安定化基金の運営

（１）財政安定化基金制度

国保の財政安定化のため、保険料収納額の低下や保険給付費の増大等により財源不足となった場合に備え、法定外繰入を行う必要がないよう、県に設置した財政安定化基金から、市町村に対する貸付及び交付、県による取崩しを行う。

また、国保の安定的な財政運営の確保を図るために必要がある場合、~~財政調整事業分として~~積み立てた額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、県の国保特別会計に繰り入れる財政調整を行う。

（２）基金の運営の基本的な考え方

財政安定化基金の運営については、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成 28 年福岡県条例第１号）に規定されるが、基本的な考え方については次のとおりとする。

ア　市町村への貸付・交付事業

（ア）市町村に対する貸付

①　貸付要件

保険料収納額の低下により財源不足となった場合

②　貸付額

貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、保険料の収納不足額の状況を踏まえ、県が貸付額（無利子）を決定

③　貸付額の償還

貸付年度の翌々年度から原則３年間で償還

（イ）市町村に対する交付

①　交付要件

災害の発生など、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことにより、保険料収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど、「特別な事情」と認められる場合

【特別な事情】
　次のような予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、保険料収納額が低下した場合とする。
・　多数の被保険者の生活に影響を与える災害（激甚災害、台風、洪水、噴火など）の場合
・　地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
・　その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

②　交付額

県は、各市町村の「特別な事情」や元々の保険料収納率の設定状況、財政安定化基金の残高等に応じて、その交付の範囲を申請額の２分の１以内で適切に設定する。

③　交付額の補填

市町村分の補填については、原則として、当該市町村が行う。

ただし、「特別な事情」を加味しながら、当該市町村の国保運営に著しく支障が生じると認められる場合には、事前に全ての市町村の意見を聴取した上で、県内全市町村で按分することも可能とする。

なお、県内全市町村で按分する場合については、例えば、災害については激甚災害とするなど、県は慎重に判断するものとする。

イ　県による取崩し

（ア）取崩し要件

保険給付費の増大等により財源不足となった場合

（イ）取崩し額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩す。

（ウ）取崩し額の補填

取崩し相当額を取崩し年度の翌々年度から３年間で補填する。補填財源は納付金とし、分割して徴収する。

ウ　財政調整事業

（ア）取崩し要件

①　当該年度の県の被保険者又は県内市町村の被保険者１人当たりの納付金の額が前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合

②　前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合

③　その他、都道府県が市町村とともに行う国保の医療に要する費用、財政の

状況等から見て繰入れの必要があると認められる場合

（イ）取崩し額

県平均の１人当たり国保事業費納付金額に大幅な増加が見込まれる場合、必要な額を取り崩す。また、その他安定的な財政運営の確保のために必要な額を取り崩す。なお、取崩し額の上限は、財政安定化基金（財政調整事業）の残額とする。

第２章　市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

１　市町村における保険料の賦課状況

県内市町村においては、国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課方法において、国民健康保険法に基づく保険料方式を３市が採用し、他の市町村は、地方税法に基づく保険税方式を採用している。

（１）賦課方式

保険料の額は、均等割[4]、平等割[5]、所得割[6]、資産割[7]を組み合わせて算出される。~~2021（令和３）~~2026（令和８）年度の各市町村における賦課方式は、次のとおりである。（**図表 2-1**）

図表更新済

〔**図表 2-1**〕【令和~~３~~８年度　保険料の賦課方式】

方式	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
２方式[8]	~~１~~ ０団体	~~１~~ ０団体	~~16~~ 15団体	０団体
３方式[9]	~~51~~ 59団体	~~55~~ 60団体	~~40~~ 44団体	60団体
４方式[10]	~~８~~ １団体	~~４~~ ０団体	~~４~~ １団体	０団体

（２）賦課割合

~~2021（令和３）~~2026（令和８）年度の県内市町村の平均賦課割合（医療分）は、応益[11]分が~~約52~~ 49.71％、応能[12]分が~~約48~~ 50.29％である。（**図表 2-2**）

〔**図表 2-2**〕【令和~~３~~８年度　保険料の賦課割合】

（単位：％）

区分	医療分				後期高齢者支援金分			
	応益割合		応能割合		応益割合		応能割合	
	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割
県平均	~~31.81~~ 29.83	~~20.54~~ 19.88	~~47.46~~ 50.27	~~0.19~~ 0.02	~~32.57~~ 29.66	~~19.82~~ 19.91	~~47.16~~ 50.43	~~0.45~~ 0.00
	~~52.35~~ 49.71		~~47.65~~ 50.29		~~52.39~~ 49.57		~~47.61~~ 50.43	

図表更新済
※完成版の図表 2-2 は P17 に収める

区分	介護納付金分				子ども・子育て支援納付金分			
	応益割合		応能割合		応益割合		応能割合	
	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割
県平均	~~38.94~~ 35.20	~~15.14~~ 15.86	~~45.66~~ 48.93	~~0.25~~ 0.01	31.95	20.44	47.61	0.00
	~~54.08~~ 51.06		~~45.91~~ 48.94		52.39		47.61	

（３）賦課限度額[13]

賦課限度額は、全ての市町村において国民健康保険法施行令及び地方税法施行令（以下「政令」という。）の基準どおりの額を設定している。

（４）１人当たり平均保険料等

~~2021（令和３）~~2026（令和８）年度の県内市町村の１人当たりの平均保険料（現年分）調定額は ~~90,237~~ 104,818 円である。最も高い市町村で ~~116,396~~ 136,838 円、最も低い市町村で ~~64,160~~ 73,964 円となっており、約 ~~1.81~~ 1.85 倍の開きがある。

~~2021（令和３）~~2026（令和８）年度の県内市町村ごとの保険料水準を、モデル世帯を設定した上で算出して比較すると、最大で ~~221,200~~ 220,100 円、最小で ~~158,700~~ 164,300 円となり、約 ~~1.39~~ 1.34 倍の開きがある。

〔モデル〕・30 歳代夫婦と子ども２人の４人世帯

・給与収入 ~~2,120~~2,130 千円（給与所得 ~~1,404~~1,410 千円）

…国民健康保険実態調査による平均所得（令和~~2~~6年度）夫のみ

※　資産割がある保険者は、資産税５万円と仮定

※　医療分と後期高齢者支援金分で試算

[4]均等割：加入者の数に応じて賦課される保険料分　／　[5]平等割：１世帯に定額で賦課される保険料分

[6]所得割：前年の所得に応じて賦課される保険料分　／　[7]資産割：固定資産の価値に応じて賦課される保険料分

[8]２方式：均等割及び所得割の組み合わせによる賦課方式

[9]３方式：均等割、平等割及び所得割の組み合わせによる賦課方式

[10]４方式：均等割、平等割、所得割及び資産割の組み合わせによる賦課方式

[11]応益：受益に応じるもの（均等割・平等割）　／　[12]応能：負担能力に応じるもの（所得割・資産割）

[13]賦課限度額：被保険者の保険料負担に設ける一定の限度額。令和~~5~~8年度においては、医療分 ~~63~~ 67 万円、後期高齢者支援金分 ~~19~~ 26 万円、介護納付金分 17 万円、子ども・子育て支援納付金分３万円の計 ~~104~~ 113 万円と政令で定められている。

２　保険料水準の統一

※ロードマップ P2
「保険料水準の統一の意義」引用

（１）保険料水準の統一に向けた基本的な考え方

保険料水準の統一を進めることは、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の観点から重要である。

~~具体的には、~~特に、小規模な市町村~~で~~において高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動が抑制されるほか、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じサービスを同じ保険料で受けることができ、被保険者間の公平性が確保される。

そのため、現在の市町村ごとで保険料を負担し支え合っている仕組みを、県全体で支え合う仕組みに変える「保険料水準の統一」を進め、本県の国保制度を安定的で持続可能なものに変えていく必要がある。

一方、保険料水準の統一によって、医療費水準が低い市町村の保険料負担が増加することになるため、医療費適正化、健康づくり、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するとともに、医療費水準の格差是正といった課題解決に取り組む必要がある。

~~よって、課題解決に取り組みつつ、段階を踏んで保険料水準の統一を目指す。~~

※策定要領引用

（２）~~保険料水準の統一の目指す姿~~ 本県が目指す統一の姿（定義）

~~保険料水準の統一については、県内において、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一（医療費指数反映係数α＝０）」の大きく２つの手法がある。~~

~~本県においては、将来的には、県内の保険料水準の「完全統一」を目指すこととし、まずは「納付金ベースの統一」から実施する。~~

県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料であることを「完全統一」とする。

※ロードマップ P12
「目標年度」引用

（３）保険料水準の統一の進め方（目標年度）

ア　「納付金ベースの統一」に向けた取組

~~納付金算定時にαの反映の程度を縮小させることにより、医療費水準の低い市町村の納付金が増加することから、急激に納付金が増加することがないよう、αを 2025（令和７）年度から毎年度 0.1 ずつ縮小させ、2029（令和 11）年度までにα＝0.5 を目指す。~~

~~2030（令和 12）年度以降のαの縮小の方針等については、医療費適正化、市町村間の医療費水準の格差是正の状況等を踏まえ、2026（令和８）年度に中間評価、2029（令和 11）年度に評価・見直しを行い、県と市町村で協議した上で決定する。~~

2025（令和７）年度以降に実施している納付金への医療費水準の反映度合い

（医療費指数反映係数α）の縮小を継続し、**2033（令和 15）年度分納付金算定において、α＝０とし、医療費水準を反映させない状態（納付金ベースの統一）を目指す。**

イ　「完全統一」に向けた取組

~~市町村国保特別会計における個別の歳入・歳出項目の取扱い（都道府県単位に変更する、又は市町村個別のものとしつつ保険料に影響しない取扱いとする等）、収納率の調整、保険料算定方法の統一（算定方式や賦課割合等）、激変緩和措置等について、納付金や標準保険料率への影響等を踏まえ慎重に検討する。その上で、2026（令和８）年度までに完全統一に向けたロードマップを作成することを目指す。~~

2028（令和 10）年度以降に完全統一のための取組を段階的に進め、**2033（令和 15）年度分保険料算定において、県が全市町村共通の標準保険料率（統一保険料率）を示し、これに基づき、県内市町村が保険料を賦課することを目指す。**

※ロードマップ P23
「統一の進め方」引用

（４）緩和措置の実施

各市町村がそれぞれの事情に応じて無理なく標準保険料率へ移行できるよう、**統一までの期間中、納付金増加の影響を緩和する措置を講じる。**

具体的には、2027（令和９）年度までは、2025（令和７）年度から実施している緩和措置を継続する。2028（令和 10）年度から 2032（令和 14）年度までは、県財政安定化基金を活用し、統一過程で納付金が増加する市町村の負担を半減する緩和措置を講じることとする。

※ロードマップ P3
「ロードマップの位置付け」引用

（５）ロードマップの位置付け

完全統一の実現に向けては、県内全ての市町村において、標準的な算定方式への移行を着実に進めるとともに、納付金算定での市町村個別の歳出・歳入の相互扶助化を進め、市町村独自の保険料設定から県下共通の保険料率への移行を進めていく必要がある。

あわせて、市町村間の負担とサービスの公平性を図ることも重要であり、各市町村における医療費適正化や収納率の向上、保健事業や保険料の減免などのサービスの標準化にも取り組んでいく必要がある。

完全統一にあたり、取組方針や達成時期等について取りまとめた「保険料水準の統一に向けたロードマップ（以下「ロードマップ」という。）」に基づき、県・市町村が連携して、一歩ずつ着実に必要な取組を進めることとする。

なお、この**ロードマップは、本運営方針の附属資料として位置づける**とともに、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

（６）保険料水準の統一に向けた検討~~の~~に係る組織体制

保険料水準の統一に向けた検討については、国保共同運営会議を中心に行う~~。~~とともに、~~さらに、~~課題ごとに設置したワーキンググループ等を~~設置~~活用する~~など~~ことで、県と市町村間の議論を深め~~ていく~~こととする。

３　納付金及び標準保険料率の算定方法

（１）納付金の算定方法

各市町村の納付金算定にあたっては、県全体の保険給付費等の見込額から公費等の見込額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。

なお、2028（令和 10）年度以降の納付金は、県全体で必要となる納付金の総額を医療費水準、所得水準及び標準的な収納率に応じて、各市町村に按分する。

【2027（令和９）年度までの納付金算定式】
市町村の納付金額
＝（県全体で必要となる納付金の総額）
×｛α[15]×（年齢調整後の医療費指数[14]－１）＋１｝
×｛β[16]×（所得（応能）のシェア）＋（人数（応益）のシェア）｝／（１＋β）
×γ[17]

【2028（令和 10 年度）以降の納付金算定式】
市町村の納付金額
＝（県全体で必要となる納付金の総額）
×｛α[15]×（年齢調整後の医療費指数[14]－１）＋１｝
×｛β[16]×（所得（応能）のシェア）＋（人数（応益）のシェア）｝／（１＋β）
×標準的な収納率
×γ[17]

納付金の算定方式や医療費水準の反映等は、次のとおりとする。

ア　算定方式

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の全ての区分において３方式（所得割・均等割・平等割）を用いる。

[14] 年齢調整後の医療費指数：１人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を１として医療費水準を数値化したもの。

[15] α：医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数（０≦α≦１）。α＝１の時は、医療費指数を納付金の配分に全て反映させ、α＝０の時は、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。

[16] β：所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定。平均的な所得水準の都道府県はβ＝１となり、応益に応じて配分する納付金と応能に応じて配分する納付金の割合が 50：50 となる。

[17] γ：市町村ごとの納付金基礎額の総額を県の必要総額に合わせるための調整係数

イ　医療費水準の反映（医療費指数反映係数αの設定）

2025（令和７）年度納付金算定から、医療費水準の反映の程度を~~毎年度 0.1 ずつ~~下表のとおり縮小させ、~~2029（令和 11）年度までにα＝0.5 にする~~**2033（令和 15）年度にα＝０とすることを目指す**。

~~αの縮小にあたっては、保険料の急激な上昇を抑えるための緩和措置を確実に講じる。~~

※ロードマップ P22「統一の進め方」引用

【α の設定】

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
αの値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.375	0.25	0.125	0

ウ　所得水準の反映（所得係数βの設定）

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分それぞれの区分において、全国平均の所得水準を１とした場合の本県の所得水準に応じて毎年度国から設定される係数（β）により決定する。（応能割：応益割＝β：１）

エ　所得（応能）のシェアの方法

３方式を用いて算定を行うことから、所得総額のみを用いる方法による。（所得割：資産割＝10：０）

（算定式：各市町村の所得総額／県内の所得総額）

オ　人数（応益）のシェアの方法

被保険者総数及び世帯総数を用いる方法による。

（算定式:（各市町村の被保険者総数／県内の被保険者総数）×均等割指数（0.6）
＋（各市町村の世帯総数／県内の世帯総数）×平等割指数（0.4）
均等割：平等割＝６：４）

カ　賦課限度額

政令基準とする。

キ　標準的な収納率

後述のとおり。

ク　その他の事項

①　高額医療費（レセプト１件 80 万円超）を共同負担する。

②　納付金の総額に加算する県の事業費については、保険者努力支援制度の都道府県分の交付見込額の範囲内とする。

（２）標準保険料率の算定方法

県は、第２章３（１）により算定した納付金を基に、次の３種類の標準保険料率を算定する。

この算定方法は、次のとおりとする。

① 都道府県標準保険料率
全国統一の算定基準により、本県の標準的な保険料率の水準を示すもの

② 市町村標準保険料率
県内統一の算定基準により、各市町村の標準的な保険料率の水準を示すもの

③ 市町村標準保険料率（市町村算定方式）
各市町村の算定基準をもとに算定した保険料率

ア 算定方式

都道府県標準保険料率の算定にあたっては、国のガイドラインに基づき医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の全ての区分において都道府県間の保険料の比較を行うことが可能な２方式を用いる。

市町村標準保険料率の算定にあたっては、全ての区分において３方式を用いる。

イ 標準的な収納率

2028（令和 10）年度以降の納付金及び各標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率については、市町村ごとに設定することとし、各市町村において実現可能な水準となるよう、実績収納率を基本に設定する。

2027（令和９）年度までは、一定の水準で上限を設け、以下のとおりとする。

【設定方法】
① 実績収納率（算定年度の前年度の現年分収納率）については、小数点以下第２位（小数点以下第３位を四捨五入）まで設定。
② 上限値については、保険者努力支援制度における評価指標とされた全自治体上位５割にあたる収納率（算定年度の前々年度）とする。
③ ①又は②のいずれか低い率を市町村ごとに設定する。

2028（令和 10）年度以降は、ロードマップに記載のとおり設定する。

~~ウ その他の事項~~

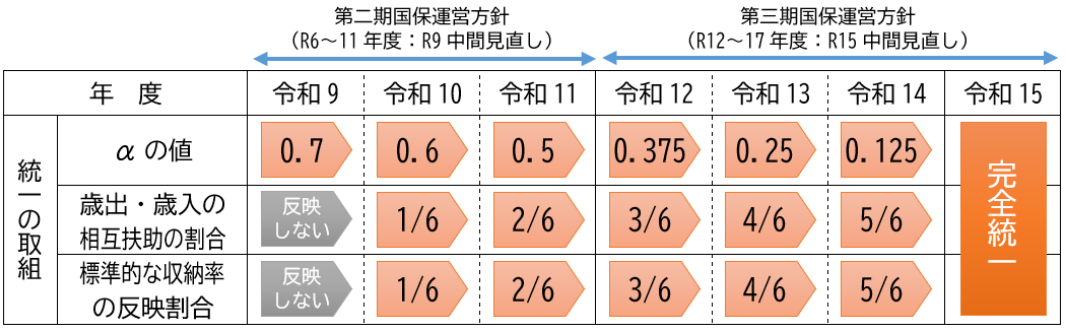
~~各標準保険料率（医療分）の算定に際して、保健事業の費用は各市町村の過去の実績等により見積もることとし、特段の加算は行わない。~~

※ロードマップ P22
「統一の進め方」引用

（３）統一に向けた段階的な取組

被保険者への影響や市町村の負担等を考慮し、次のとおり、**保険料水準の統一に向けた取組を段階的に進める。**

【統一の取組】



	年　度	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15
統一の取組	α の値	0.7	0.6	0.5	0.375	0.25	0.125	完全統一
	歳出・歳入の相互扶助の割合	反映しない	1/6	2/6	3/6	4/6	5/6	
	標準的な収納率の反映割合	反映しない	1/6	2/6	3/6	4/6	5/6	

（４）統一に係る緩和措置

保険料水準の統一を進めるにあたっては、**保険料の急激な上昇を抑えるため、ロードマップに記載の緩和措置を講じる。**

第３章　市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

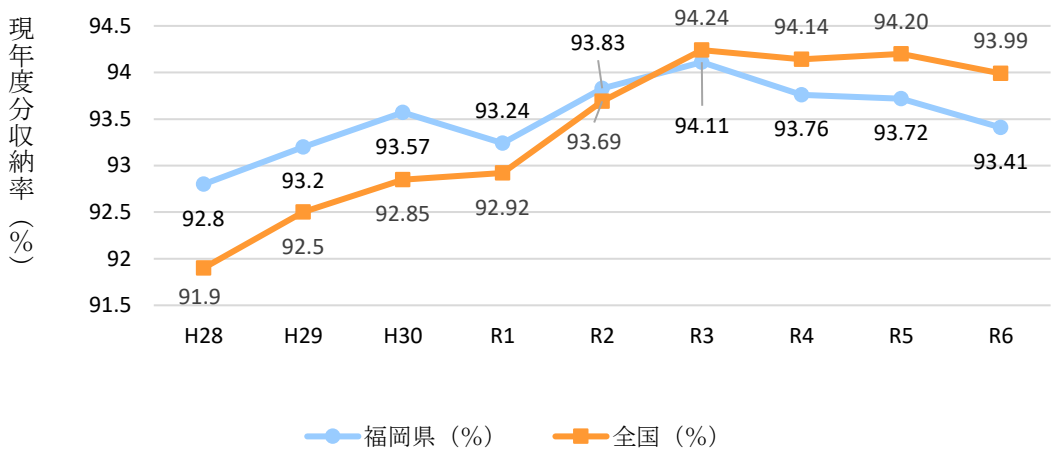
１　保険料の収納状況

（１）収納率の推移

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の本県の保険料収納率（現年度分）は ~~94.11~~ 93.41％と全国平均 ~~94.24~~ 93.99％を~~僅かながら~~下回っている。（**図表 3-1**）

〔**図表 3-1**〕【現年度分収納率の推移】

図表更新済



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

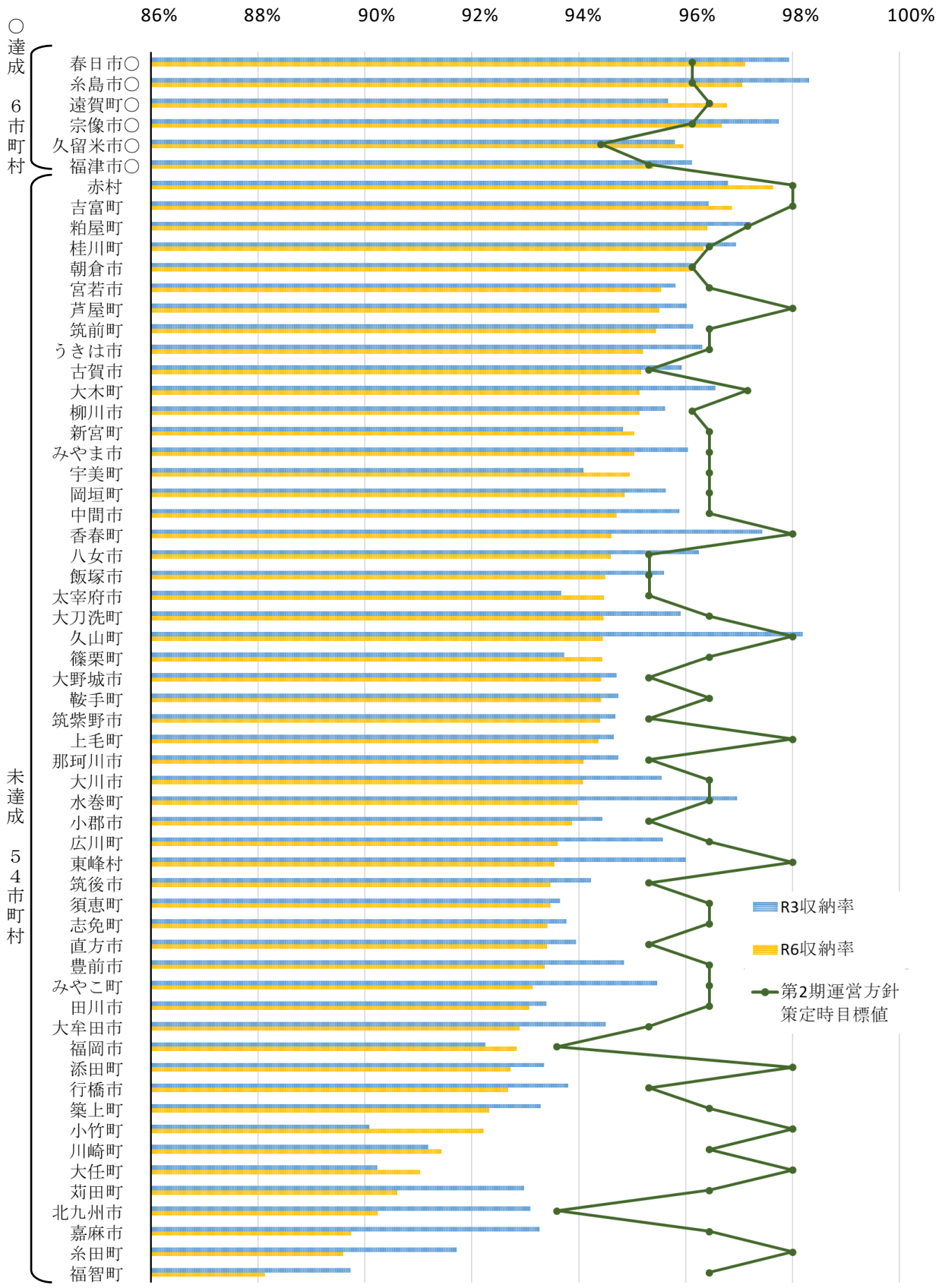
（２）収納率目標の達成状況

~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の各市町村における収納率は、~~2013（平成 30）~~2021（令和３）年度と比較すると、~~50~~12 市町村が上昇し、~~10~~48 市町~~村~~が下降している。

また、前運営方針に定めた収納率目標については、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度において ~~22~~6 市町村が達成し、~~38~~54 市町村が未達成となっている。（**図表 3-2**）

図表更新済

〔図表 3-2〕【市町村別　現年度分収納率（~~平成 30~~ 令和 3 年度及び令和~~3~~ 6 年度）】



（３）納付方法の状況

口座振替により納付を行う世帯割合は~~増加~~、市町村における納付方法の多様化（※）もあり、減少傾向にある。納付方法別の収納率を見ると、口座振替と特別徴収は共に高~~く~~いが、自主納付については、~~市町村における納付方法の多様化（※）の取組もあり、増加~~低下傾向にある。（**図表 3-3**）

図表更新済

〔**図表 3-3**〕【納付方法別の世帯割合及び保険料収納率】

年度	口座振替		特別徴収		自主納付	
	世帯割合	収納率	世帯割合	収納率	世帯割合	収納率
令和~~元~~４年度	~~44.4~~ 44.36%	~~96.55~~ 97.28%	~~11.88~~ 11.74%	~~99.38~~ 99.39%	~~43.72~~ 43.90%	~~64.00~~ 66.93%
令和~~２~~５年度	~~44.54~~ 43.93%	~~97.49~~ 96.65%	~~12.26~~ 11.21%	~~99.49~~ 99.34%	~~43.20~~ 44.86%	~~67.52~~ 63.55%
令和~~３~~６年度	~~44.85~~ 42.99%	~~97.50~~ 96.83%	~~12.14~~ 10.97%	~~99.42~~ 99.36%	~~43.01~~ 46.04%	~~69.32~~ 61.81%

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

※納付方法の多様化

~~2021（令和３）年９月現在、コンビニ収納を導入している市町村は 50 市町、スマートフォン等のアプリを活用した決済は 15 市町、クレジットカードによる決済は４市町となっているなど、納付方法の多様化が進んでいる。）~~

市町村において、コンビニ収納やクレジットカード等の多様な納付方法の導入が進んでいる。（**図表 3-4**）

〔**図表 3-4**〕【各納付方法の導入市町村数】

年度	導入市町村数			
	コンビニ納付	クレジットカード	MPN（マルチペイメントネットワーク）による口座振替推進	ペイジー納付
令和４年度	52 団体	3 団体	7 団体	2 団体
令和５年度	55 団体	9 団体	8 団体	4 団体
令和６年度	56 団体	20 団体	11 団体	13 団体

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

（４）滞納世帯数の状況

滞納世帯数及び滞納世帯割合は減少傾向にある。（**図表 3-45**）

図表更新済

〔**図表 3-~~45~~**〕【滞納世帯数及び滞納世帯割合の推移（各年６月１日現在）】

年度	世帯数	滞納世帯数	滞納世帯割合
令和~~元~~４年度	~~730,183~~ 696,636	~~81,938~~ 70,713	~~11.22~~ 10.15%
令和~~２~~５年度	~~702,514~~ 678,746	~~80,968~~ 68,433	~~11.53~~ 10.08%
令和~~３~~６年度	~~703,082~~ 666,492	~~71,648~~ 66,469	~~10.19~~ 9.97%

出典：厚生労働省「予算関係等資料」

（５）滞納整理の状況

県内全ての市町村で財産調査を実施しており、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度は ~~49~~ 57 市町村で差押えを実施している。（**図表 3-~~56~~**）

図表更新済

〔**図表 3-~~56~~**〕【令和~~３~~６年度 差押えの状況】

差押え実施市町村数 ： ~~49~~ 57市町村				
差押え物件ごとの実施市町村数	預貯金	~~49~~ 54	不動産	~~31~~ 28
	給与	~~48~~ 50	動産	~~18~~ 26
	税等の還付金	~~39~~ 40	積立金	~~２~~ 3
	保険の払戻金	~~36~~ 38	その他	~~25~~ 36

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

２　収納率目標の設定

県は、第２章で定める標準的な収納率とは別に、各市町村における収納率向上を図る観点から、次の表のとおり市町村規模別に収納率目標を定める。（**図表 3-~~67~~**）（**図表 3-~~78~~**）

〔**図表 3-~~67~~**〕【被保険者数の規模別の収納率目標】

被保険者数（規模）	収納率目標
10万人以上	93.60%
５万人以上10万人未満	94.42%
１万人以上５万人未満	95.32% 令和元年度収納率が 95.32%以上の市は 96.13%
３千人以上１万人未満	96.45% 令和元年度収納率が96.45%以上の市町は97.17%
３千人未満	98.01%

※2023（令和５）年度の保険者努力支援制度の評価指標を基に収納率目標を設定

※表の値の収納率を既に上回っている市町村は、引き続き収納率の向上に努める。

※図表 3-~~67~~ に関わらず、市町村が自ら定める収納率目標が表の値を上回る場合は、その数値を目標とする。

図表更新済

〔**図表 3-~~78~~**〕【市町村ごとの収納率目標（令和６～11 年度）（図表 3-~~67~~ に基づく）】

被保険者数 （R4.5.31 時点）	保険者 番号	市町村名	収納率目標 （令和６～11 年度）	令和~~3~~ 6 年度収納率 実績（~~参考~~速報値）
10 万人以上	1	北九州市	93.60%	~~93.10~~ 90.24%
	2	福岡市	93.60%	~~92.25~~ 92.84%
5 万人以上～10 万人未満	4	久留米市	94.42%	~~95.80~~ 95.96%
1 万人以上～5 万人未満	3	大牟田市	95.32%	~~94.51~~ 92.89%
	5	直方市	95.32%	~~93.96~~ 93.41%
	6	飯塚市	95.32%	~~95.60~~ 94.49%
	8	柳川市	96.13%	~~95.62~~ 95.13%
	10	朝倉市	96.13%	~~96.20~~ 96.10%
	11	八女市	95.32%	~~96.25~~ 94.61%
	12	筑後市	95.32%	~~94.22~~ 93.47%
	14	行橋市	95.32%	~~93.80~~ 92.68%
	17	小郡市	95.32%	~~94.44~~ 93.87%
	18	筑紫野市	95.32%	~~94.69~~ 94.40%
	19	春日市	96.13%	~~97.94~~ 97.11%
	20	大野城市	95.32%	~~94.71~~ 94.42%
	21	太宰府市	95.32%	~~93.67~~ 94.48%
	22	那珂川市	95.32%	~~94.74~~ 94.09%
	29	古賀市	95.32%	~~95.92~~ 95.17%
	32	宗像市	96.13%	~~97.75~~ 96.68%
	33	福津市	95.32%	~~96.12~~ 95.39%
	59	糸島市	96.13%	~~98.31~~ 97.06%
3 千人以上～1 万人未満	7	田川市	96.45%	~~93.39~~ 93.07%
	9	嘉麻市	96.45%	~~93.27~~ 89.75%
	13	大川市	96.45%	~~95.56~~ 94.08%
	15	豊前市	96.45%	~~94.85~~ 93.36%
	16	中間市	96.45%	~~95.88~~ 94.71%
	24	宇美町	96.45%	~~94.09~~ 94.96%
	25	篠栗町	96.45%	~~93.73~~ 94.45%
	26	志免町	96.45%	~~93.77~~ 93.42%
	27	須恵町	96.45%	~~93.65~~ 93.47%
	28	新宮町	96.45%	~~94.83~~ 95.04%
	31	粕屋町	97.17%	~~97.22~~ 96.41%
	38	水巻町	96.45%	~~96.96~~ 93.98%
	39	岡垣町	96.45%	~~95.63~~ 94.86%
	40	遠賀町	96.45%	~~95.67~~ 96.78%
	42	鞍手町	96.45%	~~94.74~~ 94.42%
	43	宮若市	96.45%	~~95.81~~ 95.55%
	45	桂川町	96.45%	~~96.94~~ 96.33%
	55	筑前町	96.45%	~~96.14~~ 95.44%
	62	うきは市	96.45%	~~96.31~~ 95.20%
	66	大刀洗町	96.45%	~~95.91~~ 94.46%
	68	大木町	97.17%	~~96.56~~ 95.14%
	73	広川町	96.45%	~~95.58~~ 93.61%
	76	みやま市	96.45%	~~96.04~~ 95.04%
	83	福智町	96.45%	~~89.73~~ 88.13%
	85	川崎町	96.45%	~~91.18~~ 91.43%
	90	苅田町	96.45%	~~92.98~~ 90.61%
	91	みやこ町	96.45%	~~95.47~~ 93.14%
	94	築上町	96.45%	~~93.28~~ 92.33%
3 千人未満	30	久山町	98.01%	~~98.20~~ 94.45%
	37	芦屋町	98.01%	~~96.02~~ 95.52%
	41	小竹町	98.01%	~~90.08~~ 92.23%
	57	東峰村	98.01%	~~96.00~~ 93.55%
	81	香春町	98.01%	~~97.44~~ 94.62%
	82	添田町	98.01%	~~93.35~~ 92.72%
	84	糸田町	98.01%	~~91.72~~ 89.59%
	88	大任町	98.01%	~~90.23~~ 91.03%
	89	赤村	98.01%	~~96.79~~ 97.64%
	95	吉富町	98.01%	~~96.43~~ 96.87%
	97	上毛町	98.01%	~~94.66~~ 94.37%

3　収納率向上のための取組

（１）適正な資格適用と保険料賦課

保険料の適正な徴収のためには、国保被保険者資格の取得・喪失を的確に把握するなど、適正な資格の適用を行うとともに、保険料算定の基礎となる所得について的確に把握した上で、適正な保険料の賦課が行われることが重要である。このため、市町村は次の取組を実施する。

ア　適正な資格の適用

①　国民年金被保険者情報など各機関から提供される情報を活用し、早期に資格の取得・喪失を把握する。

②　居所不明被保険者については、現地調査等を的確に行うとともに、関係部署と連携し、資格喪失の確認を行う。

③　制度周知に努め、早期の届出による適正な適用を図る。

イ　適正な保険料の賦課

保険料を適正に賦課するため、世帯の被保険者の所得申告義務があるにもかかわらず未申告である世帯主には、条例等に基づき申告を促し、所得の把握に取り組む。

（２）収納対策の強化に向けた取組

収納対策強化に向け、市町村、県及び福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は次の取組を実施する。

ア　市町村における取組

（ア）納期内納付の推進

①　資格取得時や賦課通知等の機会を利用し、口座振替の勧奨を積極的に実施する。

②　被保険者ニーズや費用対効果を勘案しながら、市町村の実情に応じた多様な納付方法の導入を検討する。

③　外国人国保被保険者は、国保制度への理解不足により滞納に至る場合があるため、資格取得時に国保制度の説明を丁寧に行うことや賦課通知書の送付の際に制度案内を同封するなどにより、制度の周知を図る。

（イ）納付相談等の徹底

滞納者からの納付相談の機会を設け、保険料の納付に資する取組や特別な事情の有無を適正に把握するための取組を次のとおり行う。

①　~~短期被保険者証や被保険者資格証明書~~資格確認書（特別療養）の交付を、郵送によらず窓口で交付する~~こと~~などにより、窓口での納付相談の機会の確保に努める。

~~また、被保険者証の廃止に伴う短期被保険者証の廃止後においても、納付相談の機会の確保に努める。~~

② 納付相談の際の聴き取りにより、特別事情の有無・生活実態を把握し、必要に応じて保険料の減免、生活保護担当課又は生活困窮者自立支援制度担当課への紹介を実施する。

③ 転出や給付申請の手続等で来庁した滞納者に確実に納付指導を実施するため、国保担当課と収納対策課が異なる市町村は、滞納者の来庁情報の共有を徹底する。

（ウ）滞納整理の強化

① 県の地方税収対策本部の支援により蓄積したノウハウを活用し、滞納者の財産調査や捜索、差押え等を実施する。

② 国保連合会の収納対策アドバイザー派遣事業を積極的に活用し、市町村ごとの滞納整理基準等の作成や担当職員の育成に取り組む。

③ 複数の税目に係る収納事務を一元化することでマンパワーを確保し、滞納整理の強化を図ることを検討する。

④ 複数の市町村が共同で滞納整理を実施することでマンパワーの確保とノウハウの共有化を図ることを検討する。

イ 県及び国保連合会における取組

（ア）収納率向上研修の実施

県及び国保連合会は、市町村のニーズを把握した上で、市町村担当職員を対象とした徴収実務に関する研修会を開催する。

また、研修の中で、市町村共通の課題についての情報交換を実施する。

（イ）収納対策アドバイザー派遣事業の実施

国保連合会は、国税ＯＢ等に収納対策アドバイザーを委嘱し、引き続き市町村に派遣する。収納対策アドバイザーは、市町村の実情を踏まえた上で、滞納者との折衝方法や財産調査から差押財産の公売まで、効果的な収納方法等について助言を行う。

（ウ）収納率が低い市町村への対策

県は、毎年度収納率を確認した上で、目標を達成できない市町村に対し、収納率が低い要因分析を行うとともに必要な対策に取り組むことを求める。

第４章　市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

１　レセプト点検の充実強化

（１）現状

市町村が実施するレセプトの二次点検の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の財政効果額は約 ~~25~~24 億~~7~~２千~~6~~４百万円であり、その財政効果は非常に高くなっている。

また、本県のレセプト点検の内容点検効果率については、~~2019（令和元）~~2022（令和４）年度が全国で~~9~~７位、~~2020（令和２）~~2023（令和５）年度が~~8~~10 位~~、2021（令和３）年度が６位~~と全国上位に位置している。（**図表 4-1**）

一方で、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の内容点検効果率の市町村格差は ~~0.62~~ 0.73 ポイントとなっている。（**図表 4-2**）

図表更新済
※全国の値と順位は更新時期未定

〔**図表 4-1**〕【市町村国保　レセプト点検の内容点検効果】

	全国		福岡県		
	内容点検効果率（※１）（%）	１人当たり内容点検効果額（※２）（円）	内容点検効果率（※１）（%）	１人当たり内容点検効果額（※２）（円）	内容点検効果率全国順位
令和~~元~~４年度	~~0.18~~ 0.19	~~560~~ 638	~~0.17~~ 0.19	~~548~~ 666	~~9~~ 7
令和~~2~~５年度	~~0.19~~ 0.20	~~573~~ 690	~~0.18~~ 0.15	~~569~~ 549	~~8~~10
令和~~3~~６年度	~~0.18~~ －	~~573~~ －	~~0.19~~0.16	~~660~~ 599	~~6~~ －

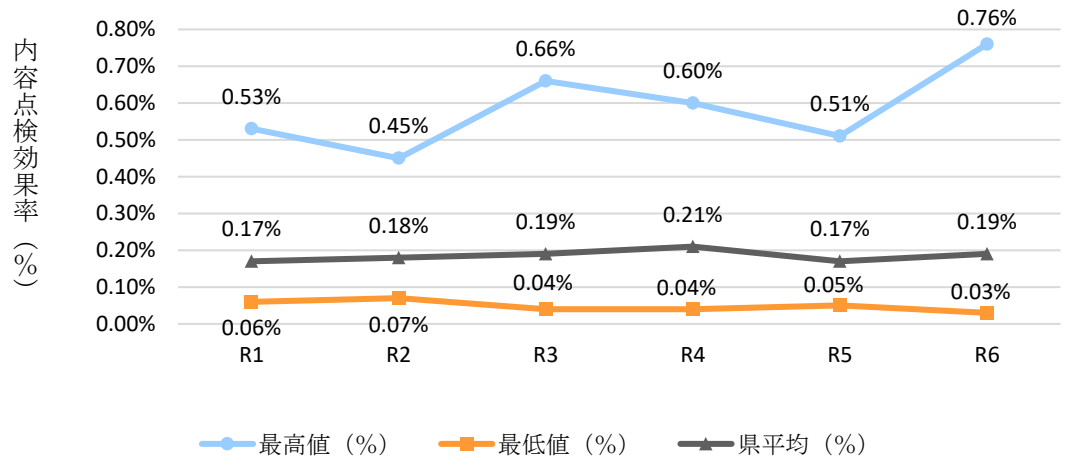
※１　内容点検効果率：再審査の結果減額された額÷保険者負担総額×100

※２　１人当たり内容点検効果額：再審査の結果減額された額÷被保険者数

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表更新済

〔**図表 4-2**〕【市町村国保　内容点検効果率の県内の状況】



出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

市町村における ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度のレセプト点検の実施体制については、専門業者への委託が最も多くなっている。（**図表 4-**

図表更新済

〔**図表 4-3**〕【令和~~３~~６年度　市町村国保　レセプト点検の実施体制】

	専門業者委託	個人委託	正・会計年度任用職員	業者委託＋正・会計年度任用職員	業者委託＋個人委託
市町村数	~~36~~ 34	3	~~6~~ 3	~~14~~ 19	1

出典：厚生労働省「レセプト点検調査実施計画」

国保連合会の介護給付適正化システムから提供される突合情報を活用したレセプト点検については、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度は県内の約９割にあたる 53 市町村が実施している。

（２）レセプト点検の充実強化に向けた取組

ア　レセプト点検担当職員研修会の実施

県は、レセプト点検の重要性などの基本的な事項に関し、市町村担当職員の理解を深めるための研修会を実施するとともに、各市町村の点検体制や財政効果額等の情報を提供する。

イ　レセプト点検員研修会の実施

レセプト点検による内容点検効果率を上げるとともに、点検事務の効率性を向上させるためには、市町村のレセプト点検員の専門性向上が必要である。そのため、県及び国保連合会は、次の事項を実施し、点検員の資質向上を図る。

①　県・国保連合会の共催で、レセプト点検の実務研修を実施する。

②　内容点検効果率が県平均より低く、かつ前年度より大幅に低下している市町村を対象に、県の医療給付専門指導員による個別指導を実施する。

③　国保連合会は、一次審査におけるコンピュータチェック項目や内容、再審査における原審事例などの情報を提供する。

④　効果が高い市町村の取組を他市町村へ展開する。

（３）県による保険給付の点検及び不正利得の回収

ア　県による保険給付の点検

県は、法第 75 条の３から第 75 条の６までの規定に基づき、広域的又は医療に関する専門的な見地から、県内の市町村間で異動した被保険者に係るレセプトの縦覧点検を実施する。

イ　県による不正利得の回収

県は、法第 65 条第４項の規定に基づき、市町村から委託を受け、広域的又は専門的な対応が必要とされる不正利得の事案について、回収事務を実施する。

（４）保険者間調整の取組

ア　代理受領方式による保険者間調整

国保連合会は、被保険者資格喪失（適用廃止）後の受診により発生する医療費等の返還金について、代理受領方式による保険者間調整を引き続き実施する。（**図表 4-4**）

図表更新済

〔**図表 4-4**〕【令和~~3~~ 6 年度　代理受領の状況】

	協会けんぽ	市町村国保	計
件数（件）	~~5,587~~ 4,521	~~62~~ 8,328	~~5,649~~ 12,849
金額（千円）	~~137,726~~ 142,135	~~14,670~~ 195,939	~~152,396~~ 338,074

出典：国保総合システム等より

イ　包括的合意に基づく国保保険者間調整

国保連合会は、旧保険者から返戻された資格過誤レセプトについて、医療機関等に返戻せず、現保険者へ再請求を行う包括的合意に基づく国保保険者間調整を引き続き実施する。（**図表 4-5**）

〔**図表 4-5**〕【令和~~3~~ 6 年度　包括的合意に基づく国保保険者間調整の状況】

医療機関数	件数（件）
~~1,163~~ 639	~~1,794~~ 1,344

出典：国保総合システム等より

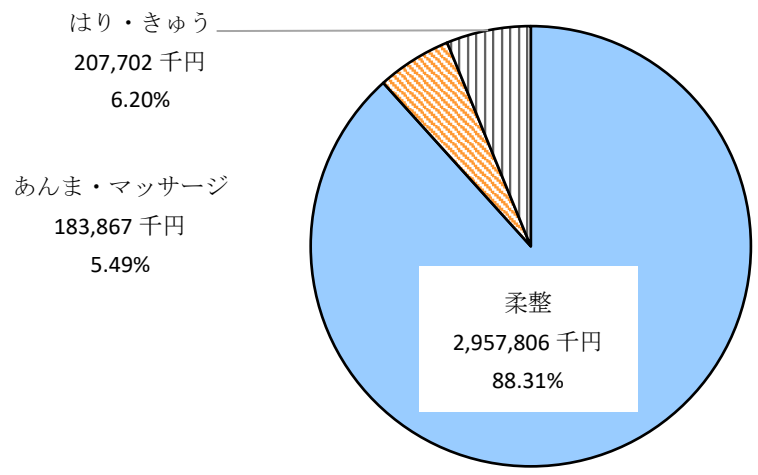
２　療養費の支給の適正化

（１）現状

療養費のうち、柔道整復（柔整）、あんま・マッサージ、はり、きゅう（あはき）に係る療養費を比較すると、柔整療養費の金額規模が大きく、~~90％以上~~約９割を占めている。（**図表 4-6**）

図表更新済

〔図表 4-6〕【令和~~3~~ 6 年度　市町村国保　療養費（柔整、あはき）の状況】



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

療養費の支給の適正化を図るため、2018（平成 30）年度から国保連合会の共同事業として、柔整やあはきに係る患者調査等を実施している。患者調査に参加する市町村は年々増加しており、~~2021（令和 3）~~2024（令和 6）年度は柔整患者調査に ~~53~~56 市町村、あはき患者調査に ~~53~~55 市町村が参加している。

また、当該共同事業では適正受療啓発のためのパンフレット送付事業も実施しており、約~~6~~ 7 割の市町村が参加している。（**図表 4-7**）

図表更新済

〔図表 4-7〕【市町村国保　柔整・あはき共同事業への参加市町村数】

	柔整療養費		あはき療養費	
	患者調査	啓発パンフ送付	患者調査	啓発パンフ送付
令和~~元~~ 4 年度	~~50~~ 55	~~33~~ 38	~~47~~ 54	~~34~~ 40
令和~~2~~ 5 年度	~~52~~ 56	~~35~~ 39	~~50~~ 55	~~37~~ 41
令和~~3~~ 6 年度	~~54~~ 56	~~37~~ 39	~~53~~ 55	~~39~~ 42

出典：福岡県国民健康保険団体連合会事業報告書

さらに、国保連合会の柔道整復施術療養費審査委員会の審査により、療養費支給申請書の内容が作為的であると認められた場合、同審査委員会に設置された面接確認委員会は、施術管理者等への面接により施術の事実等を確認している。~~2021（令和 3）~~2024（令和 6）年度においては、柔道整復施術所~~1~~ 2 件に対して面接確認を実施した。

なお、保険者や同審査委員会は、必要に応じて、これらの患者調査や面接確認の

結果を県や九州厚生局へ情報提供を行うこととしている。

県は九州厚生局と共同し、保険者や患者等からの情報に基づいて柔整やあはきの施術所に対する個別指導や監査を行っており、~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度においては、柔道整復施術所~~4~~ 3件に対し個別指導を実施した。

（２）療養費の支給の適正化に向けた取組

ア　県は、柔整及びあはきに係る患者調査等を実施していない市町村に対し、調査の実施や共同事業への参加の働きかけなど、適正な支給のための取組を促す。

イ　国保連合会は療養費の支給適正化及び保険者事務の効率化のため、市町村から委託を受け、保険者事務共同処理事業として療養費の点検業務、あはき療養費の審査並びに柔整及びあはき療養費の患者調査業務を引き続き実施する。

3　第三者行為求償事務の取組強化

（１）第三者行為求償[18]の現状

県内市町村の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度における第三者行為求償については、合計 ~~1,021~~ 936 件、約 ~~3~~ 4 億 ~~4,749~~ 2,838 万円の調定実績があり、１件当たり約 ~~34~~ 46 万円の求償額となっている。（**図表 4-8**）

図表更新済

〔**図表 4-8**〕【令和~~3~~ 6 年度　市町村国保　第三者行為求償の状況】

	交通事故 求償実績	その他	合計
調定件数（件）	~~993~~ 902	~~28~~ 34	~~1,021~~ 936
調定額（千円）	~~345,360~~ 404,072	~~2,131~~ 24,303	~~347,491~~ 428,375

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

（２）第三者行為求償事務の充実強化に向けた取組

ア　傷病届の自主的な提出率の向上

第三者行為求償事務の充実強化にあたっては、傷病届の自主的な提出率を高める必要があることから、次の取組を行う。

① 国保連合会は、~~第三者行為に係る被保険者及び関係者等への調査・傷病届の届出勧奨等を行う「第三者行為傷病原因調査支援事業」の受託範囲を拡大し、第三者行為と疑われる被保険者を抽出するなどの初動対応業務を新たに実施する~~市町村から受託した被保険者等への傷病原因調査及び傷病届出勧奨の初動対応事務を実施することにより、第三者行為傷病届の届出促進の支援を行う。

② 県及び市町村は、診療時に第三者行為による傷病疑いのある被保険者に傷病届提出を促すよう医療機関に対し働きかける（~~2021（令和３）~~2025（令和７）年度は約~~4~~ 5 割の市町村が働きかけを実施。）。

③ 市町村は、被保険者あての書類送付時に、傷病届提出の勧奨チラシを封入するなどの届出勧奨を行う（~~2021（令和３）~~2025（令和７）年度は約７割の市町村が封入済み。）。

④ 市町村は、消防の搬送記録やテレビニュースなどから把握した第三者行為について、被保険者に対する傷病届提出を勧奨する。

⑤ 県及び市町村は、ホームページやパンフレット等による広報活動を実施する。

[18] 第三者行為求償：交通事故等、第三者（加害者）による不法行為の結果、生じた保険給付について、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権を保険者が代位取得しこれを行使すること

イ　レセプトによる第三者行為の発見率の向上

①　国保連合会は、第三者行為求償システムにより、第三者行為疑いのレセプトの抽出など、市町村の求償事務を支援する。

②　市町村は、レセプト点検の委託内容に第三者行為疑いの抽出を含める（~~2021（令和３）~~2025（令和７）年度は約９割の市町村で実施済み。）。

③　県及び市町村は、レセプトへの「10.第三」の記載について、医師会の協力を得て医療機関へ働きかける（~~2021（令和３）~~2025（令和７）年度は約~~５~~７割の市町村で実施済み。）。

ウ　第三者行為求償事務担当職員の能力向上及び事務の効率的な実施

①　市町村は、国が設置する第三者行為求償事務アドバイザーを活用し、具体的な課題の解決策等について助言を受け、損害賠償請求等の専門的知識を習得するなど、求償事務担当職員の能力向上を図る。

②　県及び国保連合会は、求償事務担当職員等を対象に、求償事務に関する知識や求償システムの操作方法などに関する研修会を開催し、職員の能力向上を図る。

③　国保連合会は、第三者行為に係る債権確定交渉や請求権の行使等を受託する「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」を実施し、市町村~~等~~との分業による事務処理の効率化を図る。

④　県は、2025（令和７）年度以降、市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的・専門的見地から必要があると認めるときは、市町村から委託を受けて、第三者求償事務を行うことが可能とな~~る~~った。

~~今後、~~国から示され~~る予定の~~た委託事務の範囲や具体的な国の支援策を踏まえ、県、市町村及び国保連合会において、協議・検討を行う。

第５章　県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

１　医療費適正化計画との関係

運営方針については、法第 82 条の２第５項の規定により、県の医療費適正化計画との整合を図ることとされている。

医療費適正化の推進の面から、国保制度の分野において、県民の健康の保持や医療の効率的な提供の推進について、県と市町村、関係団体が一体となって地域の実情を踏まえながら取り組んでいく。

２　県民の健康の保持の推進

※特定保健指導の実施率と人数は更新時期未定

（１）特定健康診査及び特定保健指導の推進

ア　現状

本県の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の特定健康診査の実施率は ~~51.9~~ 56.2％となっており、全国平均 ~~56.2~~ 61.4％を下回っている。本県では対象者 ~~213 万 3,132 人~~209 万 4,563 人（推計）のうち ~~110 万 7,414 人~~117 万 7,425 人が受診している。

本県の ~~2021（令和３）~~2023（令和５）年度の特定保健指導の実施率は ~~26.0~~ 31.0％となっており、全国平均 ~~24.7~~ 27.7％を上回っている。本県では対象者 ~~19 万 7,113 人~~19 万 6,333 人のうち ~~5 万 1,191 人~~ 6 万 846 人が受けている。

イ　特定健康診査・特定保健指導の実施率向上等に向けた取組

（ア）特定健康診査･特定保健指導に関する情報提供、普及啓発

①　特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向け、広く一般県民が集まる場での受診勧奨など、県民に対し健診の必要性や制度について更なる普及啓発に取り組む。その中でも、働く世代のうちから健康づくりに取り組むために、中小事業所への健康づくり実践アドバイザーの派遣などの実施率向上に係る普及啓発の取組を引き続き行い、特定健康診査受診の啓発や健康づくりのきっかけの提供を行う。

②　県、市町村、関係団体等が収集・分析した特定健康診査･特定保健指導に関する各種情報については、保険者協議会等において共有し、効果的･効率的な特定健康診査･特定保健指導を推進する。

③　県は、特定保健指導の質の向上を図るため、保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険者」という。）や特定保健指導実施機関等の特定保健指導従事者を対象とした研修を、引き続き実施する。

（イ）医療保険者の実施率向上の取組への支援

①　県は、引き続き医療機関等と連携し、かかりつけ医から患者・家族への特

定健康診査の受診の働きかけを行う。

② 県は、実施率向上のため、市町村国保への財政支援を引き続き実施するとともに、好事例の横展開として実施率が高い市町村の効果的な取組を他の市町村に広げていく。また、市町村国保は、特定保健指導を充実するため、本人の同意の下、医療機関の協力を得て、医療機関で治療中の対象者の検査データを収集する取組を引き続き行うとともに、県はこれを支援する。

③ 被用者保険については、引き続き、被用者保険の被扶養者が、居住地の市町村で特定健康診査とがん検診を同時に受診できる「総合健診」の更なる推進に取り組むとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断結果の全国健康保険協会への提供の呼びかけなどの働きかけを実施する。

（ウ）特定健康診査データ及びレセプトデータに基づく医療費分析の実施

① 医療保険者は、データヘルス計画に基づく保健事業を実施し、特定健康診査データとレセプトデータに基づく医療費の動向、患者の増減などを把握するとともに、特定健康診査･特定保健指導の効果の評価に努め、施策へ反映させる。

② 県は、保有する地域の疾病情報、レセプトデータ等の分析結果等を医療保険者へ提供するとともに、医療保険者と連携しながら特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上のため、保険者協議会において、県全体の目標の達成に向けた取組を検討する。

（エ）国保連合会における市町村支援

① 国保データベース（以下「ＫＤＢ」という。）システム[19]等の運営及び活用方法について、市町村の保健師、栄養士等を対象とした研修を実施するとともに、ＫＤＢシステムによる分析結果等の情報提供を行う。

② 特定健診の受診券等の作成や健診結果の分析、費用の決済処理等を行う特定健診等データ管理システムの運営を行う。

③ 医療機関で治療中の特定健診未受診者を対象に、医療機関で実施した検査の中から特定健診に該当する検査項目の情報を収集する。

④ 人間ドックを受診している被保険者（特定健診未受診者に限る。）を対象に、健診機関から特定健診検査項目の結果データを収集する。

⑤ 広報活動の充実強化を図るため、市町村と共同してテレビ・ラジオＣＭ制作・スポットＣＭの放映放送、ＳＮＳを活用した広報を実施する。

[19] 国保データベース（KDB）システム：国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報等を保険者に提供するためのシステム

（２）健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等

ア　現状

本県の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度のメタボリックシンドロームの該当者の割合は ~~16.7~~ 17.0％であり、全国値 ~~16.6~~ 16.8％をやや上回っている。また、予備群においても、本県の割合は ~~12.9~~ 12.6％であり、全国値 12.5％をやや上回っている。

~~国民生活基礎~~県民健康づくり調査によると、本県の 2022（令和４）年の 20 歳以上の者の喫煙率は、男性 ~~17.6~~ 29.9 ％、女性 4.6％となっている~~であり、全国平均 16.1％を上回っている~~。

日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」によると、本県の ~~2022（令和４）~~2024（令和６）年度の人口 100 万人当たりの透析患者数は ~~3,038.3~~ 2,998.2 人となっており、全国平均を ~~257.3~~ 272.8 人上回っている。

本県の ~~2022（令和４）~~2024（令和６）年の糖尿病性腎症を原疾患とする新規透析導入患者数は、~~604~~ 618 人となっている。

イ　健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等に向けた取組

（ア）「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか２１）」の推進

健康増進計画に基づき、生活習慣病予防の徹底について、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康や健診・保健指導の観点から、市町村や関係団体等と相互に連携を図り、県民が自主的に取り組む健康づくりを支援する。

（イ）県民の自主的な健康づくり、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

①　県民に対する生活習慣に関する正しい知識の普及啓発により、県民各自の健康づくり及び生活習慣病の発症予防の動機づけが行われ、自らの健康の保持に努める意識づくりにつながるように、市町村、医療保険者、関係団体と連携した啓発活動を推進する。

②　糖尿病の発症・重症化予防に関しては、関係団体及び学識経験者による「福岡県糖尿病対策推進会議」において連携や取組の共有を行うとともに、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく市町村、医療保険者、医療機関の取組を支援する。

③　県は、市町村国保が行う「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿った取組への財政支援を行うとともに、市町村が行う糖尿病性腎症重症化予防の効果が高い取組を支援する。

④　国保連合会は、市町村に対し、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を踏まえた糖尿病性腎症重症化予防セミナーを開催する。

（ウ）たばこ対策の推進

①　県民に対して、たばこが健康に及ぼす影響等について情報提供し、たばこに関する知識の普及啓発に努める。特に、20 歳未満の者に対しては、喫煙

防止啓発リーフレットを作成し、学校等と連携して喫煙防止教育を実施するなど、生涯禁煙の動機付けを図る。

② 関係団体、学識者、事業所等で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」において、20 歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙防止、禁煙支援に関する具体的な方法について協議の上、取組を行う。また、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言（禁煙の促進、受動喫煙の防止分野）の登録を促進し、「望まない受動喫煙」の防止を図る。

③ 卒煙サポート薬局における禁煙相談など、関係団体と連携して、地域において禁煙に関する相談が受けられる体制づくりを進め、禁煙を希望する人を支援する。

（３）がん予防の推進

ア 現状

がんは、本県においても死因の第１位であり、~~2022（令和４）~~2025（令和７）年では年間１万~~6,150~~ 5,869 人の県民ががんで亡くなっている。

本県の~~2022（令和４）~~2025（令和７）年のがん検診受診率は、胃がん~~40.4~~43.8%、肺がん~~44.4~~ 48.1%、大腸がん~~42.1~~ 44.7%、乳がん~~44.7~~ 48.9%、子宮頸がん~~42.6~~ 44.9%と部位によって差があり、全国平均と比較すると、胃がんは上回っているものの（全国 43.6%）、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの４部位ではいずれ~~の部位~~も低い傾向にある。

イ がん予防の推進に向けた取組

（ア）がん予防対策の推進

① たばこ対策や食生活･運動などの生活習慣の改善を推進する。

② Ｂ型及びＣ型肝炎ウイルス無料検査や初回精密検査、定期検査、肝炎医療費への助成等の肝炎対策に、引き続き取り組む。

（イ）がん検診受診率の向上

① 引き続き、従業員やその家族へのがん検診受診を推進する事業所の拡大や、企業と連携した幅広い普及啓発の取組を行う。

② 受診率の低い若年女性、社会保険（職域検診）から国保（市町村検診）の切り替えが必要な退職者など、対象者の視点に立った啓発や、受診しやすい環境の整備を実施し、がん検診受診に向け、行動変容を促す取組を関係者等と連携して推進する。

③ がん検診受診率向上効果が実証された受診勧奨策について、市町村に対して研修会等を通じた実施計画策定支援を行い、受診率向上施策の実施を県全体へ普及する。

④ 職域におけるがん検診について、法的な位置付け等、国の検討状況を注視しつつ、がん検診の重要性や正しいがんの知識等について、県内企業や事業所等への情報発信を進める。

（ウ）がん検診の質の向上

① 引き続き、福岡県集団検診協議会等において、適切な精度管理について協議し、市町村に対し、がん検診の担当者ヒアリングや研修会の実施等を通じて必要な指導・助言等を行うことで、精度管理の向上を図る。また、検診機関における精度管理の状況の実態把握を行った上で、~~精度管理に関する~~研修会~~等の対象~~を~~、市町村のみならず~~検診機関に~~~~拡大していくことを検討~~対しても実施し、検診機関の質の向上に努める。

② 職域のがん検診については、国の実態把握方法の検討状況を注視しつつ、適切な精度管理を図るための参考情報等について、県内企業や事業所等への情報発信に努める。

③ 引き続き、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく市町村の適切ながん検診の実施に向けた取組を進める。

（４）歯科口腔保健の推進

ア 現状

2022（令和４）年度、過去１年間に歯科受診（検診を含む）した者の割合は、59.0%であり、2016（平成 28）年度の 57.8%より改善傾向にある。

本県の ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度の歯周~~疾患健診~~病検診の要精検者の割合は ~~70.4~~ 65.6%となっており、全国平均 ~~66.5~~ 64.2%を上回っている。

イ 歯科口腔保健の推進に向けた取組

（ア）歯科健診（受診を含む）の受診率の向上

市町村や事業所等における定期的な歯科健診及び歯科保健指導の実施を促進するとともに、「かかりつけ歯科医」を持つことの重要性について啓発する。

（イ）歯科疾患の予防

① 児童生徒や保護者、学校関係者等に対して、フッ化物の効果や安全性への理解促進を図ることにより、フッ化物洗口の実施拡大に取り組む。

② 毎食後のフッ化物入り歯磨剤を用いた歯みがきや、補助的清掃用具（デンタルフロス、歯科ブラシ等）を併用した口腔清掃など、県民がセルフケアに関する知識と方法を習得できるよう啓発に努め、歯周病予防及びう蝕予防を図る。

③ 歯周病は、糖尿病や心疾患等の生活習慣病に影響を与えることから、医科と歯科が連携した対策を推進するとともに、健康教育等の場において、歯周病と全身の健康との関連や歯周病の予防について理解を深めるための啓発を行う。

（ウ）口腔機能の獲得・維持・向上

① 「噛む」、「味わう」、「飲みこむ」等の「食べ方」の機能発達を促す食育支援や、口腔機能の獲得等に悪影響を及ぼす指しゃぶりや口呼吸等の習癖の除去が、生涯を通じた口腔機能の維持につながることについて、普及啓発を行う。

② 健康寿命の延伸や生活の質（ＱＯＬ）の向上に重要なオーラルフレイルについての知識を周知するとともに、口腔機能に関わる舌や顔面周囲の筋力の保持増進の啓発に取り組み、口腔機能低下を予防する。

（エ）定期的に歯科健診又は治療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障がい者（児）や要介護者が利用する施設の関係者に対し、引き続き、口腔健康管理の重要性について啓発するとともに、その手法について指導する。

3 医療の効率的な提供の推進

（１）後発医薬品の使用促進

ア 現状

国の~~「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「後発医薬品の数量シェアを 2023（令和５）年度末までに全ての都道府県で 80%以上とする」という目標が設定されている。入院外（調剤含む。以下同じ。）における後発医薬品の普及率（数量ベース）は、本県が 2021（令和３）年度に 77.6%となっており、全国平均の 76.0%を上回っている。~~

~~後発医薬品全体（入院、入院外、歯科）の普及率（数量ベース）では、本県が 2021（令和３）年度に 81.0%となっており、2018（平成 30）年度の 76.9%から、4.1 ポイント上昇している。~~社会保障審議会（医療保険部会）において、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを 2029（令和 11）年度末までに全ての都道府県で 80%以上（主目標）」、「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上（副次目標①」及び「後発医薬品の金額シェアを 2029（令和 11）年度末までに 65%以上（副次目標②）」という新目標が 2024（令和６）年に設定されている。

本県では、2024（令和６）年度に数量シェアが 83.9%、バイオシミラーの成分数が 22.2%、金額シェアが 61.1%となっている。

イ 後発医薬品の使用促進に向けた取組

（ア）県民、医療関係者等へのジェネリック医薬品の理解促進

① 学識経験者、医療関係者、業界関係者等からなる「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」において、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーを使用しやすい環境を整備するための対策について検討を進める。

② 県民への普及啓発のために、~~薬局での服薬指導などの機会を捉え、~~ポスター及びリーフレット等を活用した取組を行う。

（イ）医療機関等におけるジェネリック医薬品の使用に係る環境整備

① ~~福岡地区、北九州地区、田川地区において、地域関係者による地域協議会を開催し、ジェネリック医薬品の普及促進等に関する取組を行う。~~
医療機関や薬局で活用可能なジェネリック医薬品やバイオシミラーの品質、有効性及び安全性を分かりやすく説明した啓発資材の作成・配布を行う。

②~~ 医師、薬剤師のジェネリック医薬品の品質に対する不安へ対応するため、県内各地域のモデル病院が採用しているジェネリック医薬品リスト及び県内で使用されているジェネリック医薬品使用量上位品目リストの作成・配布を行う。~~

~~③~~ レセプトデータを用いて、薬剤別・市町村別等のジェネリック医薬品普及状況について分析を行い、関係機関へ情報提供するなど、新たな対応策の検討等を行う。

（ウ）ジェネリック医薬品の普及促進の支援

① 被保険者の医療費負担軽減を図る観点から、医療保険者が行う被保険者への差額通知事業の支援を行うなど、より効果的な普及促進のための取組を進める。

② 県は、好事例を横展開させるため、市町村国保において、普及率が向上した市町村の取組を他の市町村に情報提供する。

③ 国保連合会は、市町村の委託を受け、後発医薬品差額通知書及び普及促進シールを作成する。また、市町村と共同で、テレビ及びラジオＣＭによる広報活動を実施し、ジェネリック医薬品の普及促進を支援する。

（２）医薬品の適正使用の推進

ア 現状

本県で ~~2021（令和３）~~2024（令和６）年度に複数の医療機関から同一月内に同一成分の薬剤を投与された患者数の割合は、~~2.14~~ 2.81％となっており、全国平均 ~~2.05~~ 2.74％を上回っている。

イ 医薬品の適正使用の推進に向けた取組

（ア）県民、医療関係者への普及啓発

県民への医薬品の適正使用に関する理解促進を図るため、薬局での服薬指導などの機会を捉え、リーフレット等を活用した取組を行う。

（イ）かかりつけ薬剤師・薬局の機能を活用した医薬品の適正使用の促進

医薬品の適正使用の促進のためお薬手帳及び電子処方箋の活用を促すとともに、お薬手帳等の服薬情報や、患者、医療機関から提供される患者情報に基づく、かかりつけ薬剤師・薬局による質の高い疑義照会、服薬指導を行う。

（ウ）重複・多剤服用者に対する訪問指導

市町村国保及び後期高齢者医療広域連合は、重複・多剤服用者に対する健康管理や医療への知識を深めてもらうことを目的として訪問指導を実施する。

その際、被保険者のレセプトから受診状況や調剤の状況を把握し、その状況を改善するため、医療機関、薬局との連携について、検討を行う。

国保連合会は、市町村の委託を受けて、保健師等が重複・多剤服用している被保険者を直接訪問し、服薬に関する助言等を行う。

4　その他の医療費の適正化の取組

（１）重複・頻回受診者等に対する訪問指導

①　医療保険者は、引き続き、重複･頻回受診者に対する健康管理や医療への知識を深めてもらうことを目的として実施する訪問指導について、他の保健事業と連携しながら実施する。

②　医療保険者は、レセプトから指導後の受診行動や医療費等を把握することで指導効果の確認に努め、効果的な訪問指導の方法について検討を行う。

③　国保連合会は、市町村の委託を受けて、保健師等が重複・頻回受診している被保険者を直接訪問し、適正な受診や健康状態に応じた生活指導等を行う。

（２）データヘルス計画[20]の推進

医療保険者は、引き続き、データヘルス計画に基づく、効果的かつ効率的な保健事業を行う。

県は、国保連合会と連携し、~~新たに~~市町村国保のデータヘルス計画の標準化や共通の評価指標の設定に取り組~~むとともに、~~んできた。引き続き、ＫＤＢシステム等の活用による医療費の適正化に関する施策の検討を行うなど、市町村国保への効果的・効率的な支援に取り組む。

（３）医療費の高い市町村における医療費適正化の推進

県は、毎年度、医療費の高い市町村を高医療費市町村として指定し、当該市町村の医療費分析のほか、保健事業への財政的・技術的支援を実施する。

県から指定を受けた高医療費市町村は、医療費分析の結果を踏まえ、医療費適正化に資する事業を企画・立案し、被保険者の予防・健康づくりや重症化予防等の取組を推進する。

また、県は、支援を実施した保健事業の取組内容について、事例報告会や成果物の提供を通じて、県内市町村に共有する。

[20] データヘルス計画：健康・医療情報を活用してＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため市町村等が作成する保健事業の実施計画

第６章　市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

１　これまでの取組等

市町村では、人口減少の影響等により、一般行政職員、保健師を含めた人材不足が深刻化しており、将来的に保険者としての事務の実施に支障を来すおそれがある。特に、今後も被保険者数の減少によって小規模化が進む保険者にとって、事務の効率化を進めることは住民サービスの向上に寄与すると考えられる。

こうした中、福岡県市町村国保広域化等支援方針（2010（平成 22）年 12 月 27 日策定、2016（平成 28）年４月１日改正）における検討を踏まえ、これまでに次の表のとおり市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化（以下「事務の標準化等」という。）を行った。（**図表 6-1**）

〔**図表 6-1**〕【これまでに事務の標準化等を行った項目】

	項目	実施開始時期	事務内容
①	高額療養費の世帯の継続性の判定	平成30年４月	国の参酌基準（世帯主に着目した判定）
②	高額療養費の該当回数の通算	平成30年４月	国が示した「申請があれば支給可能な該当回数」と規定
③	標準的なセキュリティレベルの情報の取扱い	平成30年４月	国通知に基づき個人情報流出防止のための対策を実施
④	クラウド化の推進	平成30年４月	ふくおか自治体クラウド（FMC）の利用等~~の利用~~
⑤	療養費の支給（14日以内ルール）	平成30年４月	「緊急その他やむを得ない理由」の判断基準（※参考）
⑥	療養費の支給（往療料）	平成30年４月	「通所して治療を受けることが困難な場合」の判断基準（※参考）
⑦	葬祭費の支給	平成30年４月	支給額（３万円）及び添付書類
⑧	出産育児一時金の支給	平成29年度以前	支給額（健康保険法に準ずる額）
⑨	被保険者証の交付	令和元年８月	更新時期（８月）の統一及び交付方法等
⑩	申請書等の記載事項（第三者求償事務）	平成30年４月	第三者行為の有無の記載欄を各申請書に追加
⑪	高額療養費の申請勧奨	平成30年４月	勧奨の最低基準の金額（５千円）及び頻度（２カ月に１回以上）等の設定
⑫	柔整療養費の支給（患者照会中の取扱い）	平成30年10月	原則支給保留（保留期間は各市町村で設定）

また、次の項目について、事務の標準化等を図るため、国保連合会との共同事業を実施した。（**図表 6-2**）

〔**図表 6-2**〕【国保連合会との共同事業を実施した項目】

	項目	実施開始時期	事務内容
⑬	療養費の審査（点検）	平成 30 年４月 ※あはき療養費の審査：令和２年７月	①　療養費の申請書の点検事務等 ②　あはき療養費の申請書の点検事務・審査、被保険者への調査（患者調査） ③　柔整療養費に係る被保険者への調査（患者調査）
⑭	特定健康診査未受診者情報の収集事業	平成 30 年４月	該当者の抽出、特定健診に係る検査データの収集、費用決済
⑮	後発医薬品差額通知等	平成 29 年度以前（平成 23 年 10 月から実施）	後発医薬品普及促進支援通知書の作成
⑯	重複・頻回受診者等への訪問指導	平成 26 年４月	対象者抽出、訪問指導、指導票データの作成、事業実施報告、事業評価
⑰	医療費通知	平成 29 年度以前（国保総合システムで運用を開始した平成 23 年度以前から実施）	医療費通知の作成
⑱	高額療養費関係事務	平成 30 年４月	高額療養費申請勧奨通知及び申請書の作成
⑲	特別調整交付金（結核・精神）申請	平成 30 年４月	特別調整交付金（結核・精神）申請対象レセプトの抽出・特定
⑳	資格確認書	令和７年４月	資格確認書及び台紙等の作成

※参考　療養費支給基準（~~2023（令和５）年 12 月~~ 2026（令和８）年４月現在）

（１）療養費支給基準（14 日以内ルール）

法第 54 条第２項では、「被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給する」とされている。県内

市町村における、その取扱いについて、以下のとおり療養費の支給基準を定めるものとする。

ア　電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けなかったことによる「緊急その他やむを得ない理由」の判断基準

（ア）電子資格確認を受けることができない場合であって、被保険者証等の被保険者資格情報の記載のある書面（以下「被保険者証等」という。）の交付を受けている場合

①　旅行中の急病やケガであって、被保険者証等を提出できなかった場合

②　地震や風水害等の被害により、被保険者証等を提出できなかった場合

（イ）電子資格確認を受けることができない場合であって、被保険者証等の被保険者資格情報の記載のある書面の交付を受けていない場合

①　資格取得届は保険者に提出されているが、被保険者証等が未交付の場合

②　資格取得届を保険者に提出できなかったが、資格取得から 14 日以内に届出をしなかったことについて、やむを得ない理由がある場合

イ　上記ア（イ）②の「14 日以内に届出をしなかったことについて」のやむを得ない理由の判断基準

①　地震や風水害等による被害、また、本人の病気や入院等の理由により届出ができなかった場合

②　届出を知らなかった、忘れていた、忙しかったとの理由（※１）により届出ができなかった場合

単に、14 日以内に届出がなかったという事象だけで画一的に療養費を支給しないとするのではなく、期間内に届出ができなかった理由を確認して、市町村が判断する必要がある。

（※１）　忘れていた、忙しかったことが客観的に認められる資料としては、例えば、家族の看護・介護が必要であったことがわかる診断書、冠婚葬祭や入学・卒業などの特別な行事等の準備や実施に忙殺されていたことが推察される資料、就労証明書、旅行証明、診断書等の第三者による証明書が考えられる。

ウ　届出義務者に悪質性が認められるため、上記イ②の「やむを得ない理由」に該当しないものとして扱い、遡及して療養費を支給しない場合

①　住民基本台帳法の規定により、届出を行わなかったことに関し、過料に処せられた場合

②　過去に保険料の未納があり、納付相談を放置したまま資格取得の届出をしていない場合

③　社会保険の資格喪失からなんら遅延なく資格喪失証明書を受け取ったにも関わらず、特段の理由もなく 14 日を過ぎても届出をしていない場合

④　普段、国保の療養の給付を受けることがないため、本人の意思により資格

取得の届出をせず、体調を崩したために病院で治療を受け、治療後支払いが困難なため資格取得の届出をした場合

（２）療養費支給基準（往療料）

はり、きゅう、あんま・マッサージの施術に係る往療料については、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できるとされている。

次のとおり往療料の支給基準を定めるものとする。

① 患者の状態を把握した上で判断する必要があるので、患者、家族、施術所（施術師）、同意医師等関係者に確認することを基本とする。

② 往療料の支給要件である「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由」に該当するものとしては、「寝たきり」の状態を基本とする。

なお、「寝たきり」については、厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のランクＢ又はランクＣとする。（**図表 6-3**）

〔**図表 6-3**〕【障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 抜粋】

寝たきり	ランクＢ	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ １．車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う ２．介助により車いすに移乗する
	ランクＣ	１日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する １．自力で寝返りをうつ ２．自力では寝返りもうてない

③ 現在、策定されている市町村の基準を勘案すると、対象を「寝たきり」の状態だけに限定することは、対象の範囲が狭くなると考えられるので、重度の身体障がいがあり、介助が必要な方も対象とする。

なお、重度の身体障がいを有する方については、厚生省社会・児童家庭局長連名通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」の第１種身体障がい者のうち、歩行困難と考えられる下表に該当する方とする。（**図表 6-4**）

〔図表 6-4〕【第１種身体障がい者のうち、歩行困難と考えられる障がいの区分】

障がいの区分	障がいの等級
視覚障がい	１級～３級及び４級の１
聴覚障がい	２級及び３級
上肢不自由	１級、２級の１及び２級の２
下肢不自由	１級、２級及び３級の１
体幹不自由	１級～３級
上肢機能障がい	１級及び２級
移動機能障がい	１級～３級

④　認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身での行動が著しく制限され、通所できない状況等を個々に判断する必要がある場合も考えられるため、上記③の重度の身体障がいを有する方と同程度に歩行等に介助を要すると、保険者において認められる方も対象とする。

２　今後の取組等

（１）県が市町村から委託を受けて実施する第三者求償行為事務

再掲　※第４章３（２）ウ④のとおり。

（２）データヘルス計画の標準化

再掲　※第５章４（２）のとおり。

（３）事務処理システムの標準化

地方公共団体の情報システムの標準化のために必要な基準（以下「標準化基準」という。）に適合するシステムを 2025（令和７）年度末までに利用することが法律で義務付けられたことから、市町村は、市町村事務処理標準システムを標準化基準に適合するように改修するか、標準化基準に適合するシステムを導入する。

なお、事業者のリソースひっ迫等の事情により、2026（令和８）年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについては、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね５年以内に移行できるよう国が積極的に支援することとされた。

そのほか、事務の標準化等を行うべき事務や共同事業として実施すべき事業について、県、市町村及び国保連合会~~で~~が意見交換できる場を設け、引き続き、協議・検討していく。

第７章　保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

１　保健医療サービス・福祉サービス等との連携

（１）保健医療と福祉サービスに関する施策等との連携

本県では、2022（令和４）年３月に、県の目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」を策定した。

運営方針は、総合計画の基本方向の一つ「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる」に掲げる取組事項の「健康づくり、安心で質の高い医療の提供」を推進するための個別分野における方針としての性格を有する。

また、運営方針に関連する保健・医療・福祉分野の取組には、主な計画として次のものがあり、運営方針に定める取組のほか、県と市町村が国保の共同運営者として、国保の分野から各計画の施策を推進する。

① 「福岡県健康増進計画」（いきいき健康ふくおか２１）
② 「福岡県がん対策推進計画」
③ 「福岡県医療費適正化計画」
④ 「福岡県保健医療計画」
⑤ 「福岡県高齢者保健福祉計画」
⑥ 「福岡県障がい者長期計画」「福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画」
⑦ 「福岡県歯科口腔保健推進計画」

（２）地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組

ア　地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

医療・介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が進められている。

イ　地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組

県及び市町村は、国保の保険者としての立場からも、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に参画していくものとする。

このため、保険者努力支援制度の評価指標に掲げられている項目を中心に、取り組むこととする。

〔~~2023（令和５）~~2027（令和９）年度保険者努力支援制度（市町村分）の例〕
地域包括ケア~~システムの~~推進~~に関する~~の取組~~の実施状況~~

① 地域包括ケアシステムの~~構築~~深化に向けた医療・介護・~~保健・福祉~~予防・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、ＫＤＢ等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討するとともに、地域支援事業に国保部局として参画

② ＫＤＢ等を活用して前期高齢者等のハイリスク群・予備群等を抽出し、国保部局として当該ターゲット層に対する支援を実施（お知らせや保健師等専門職による個別支援、介護予防を目的とした取組等）

③ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護・関係機関の連携による地域包括ケア~~システム~~の推進に向けた取組の実施

２　国保データベース（ＫＤＢ）等情報基盤の活用

（１）ＫＤＢシステム等の活用

2018（平成 30）年度以降、県も国保の保険者となったことから、ＫＤＢシステムを活用し市町村の特定健康診査情報や医療情報に関する統計データの閲覧等が可能となった。

また、県として、納付金の算定基礎となる医療費の分析を行うことは極めて重要であり、運営方針に掲げた取組を推進するにあたっての基礎となるものである。

（２）ＫＤＢシステム等を活用した取組

県は、ＫＤＢシステムに代表される健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村に対し必要な助言及び支援を実施する。

また、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等に資するため、ＫＤＢシステム等を活用した調査・分析を行い、市町村に分析結果等を提供することにより、市町村が実施する保健事業の支援及び医療費適正化の取組に資するものとする。

第８章　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

~~１　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他~~

~~（~~１~~）~~ 福岡県国保共同運営会議の設置及び運営

2018（平成 30）年度以降の国保の共同運営の円滑化を図ることを目的として、県と市町村で協議をするため、「福岡県国保共同運営会議」を設置した。

主な協議事項は、次のとおり。

① 運営方針の進捗管理・見直し
② 保険料水準の統一
③ 更なる事務の標準化等の検討

また、2024（令和６）年度には、保険料水準の統一に向けた個別課題の調査・検討を行うため、県と市町村の国保担当職員で構成するワーキンググループ（保険料ＷＧ、個別歳入・歳出ＷＧ、保健事業ＷＧ）を設置した。

~~（~~２~~）~~ 福岡県国民健康保険運営協議会への市町村の参画

県と情報を共有するために、国保の共同運営者である市町村も福岡県国民健康保険運営協議会へ参画する。

また、参画する市町村は、福岡県国保共同運営会議参加市町村の中から選定する。

~~（~~３~~）~~ 研修会等の実施

国保制度の円滑な運営にあたっては、運営を支える市町村職員の資質向上、事務・施策の改善に向けた研究・検討は重要な課題であるため、~~今後の取組について、~~運営方針に~~位置づけて~~基づき、研修会等を実施する~~ものとする~~。

資料編

図表 1-1　市町村別被保険者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
図表 1-4　市町村別１人当たり医療費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
図表 1-4　令和６年度市町村別１人当たり医療費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・59
図表 1-9　納付金算定における年齢調整後の医療費指数 ・・・・・・・・・・・・・60
図表 1-9　令和８年度納付金算定における年齢調整後の医療費指数 ・・・・・・・61
図表 2-1、2-2　国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和８年度） ・・・・・・62
図表 3-2　市町村別収納率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
図表 3-3　市町村別 納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移 ・・・・・・・・67
図表 3-5　市町村別滞納世帯割合の推移（各年度６月１日現在） ・・・・・・・・70
図表 4-2　市町村別レセプト内容点検効果率の状況の推移 ・・・・・・・・・・・71

図表1-1　市町村別被保険者数の推移（単位：人）

保険者番号	保険者名	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	北九州市	186,321	177,541	168,185
2	福岡市	306,137	298,521	292,568
3	大牟田市	24,118	22,723	21,406
4	久留米市	62,742	60,456	57,735
5	直方市	11,189	10,560	10,048
6	飯塚市	25,771	24,577	23,335
7	田川市	9,762	9,302	8,853
8	柳川市	15,548	14,867	14,061
9	嘉麻市	8,895	8,353	7,862
10	朝倉市	11,935	11,422	10,898
11	八女市	16,329	15,606	14,869
12	筑後市	10,072	9,663	9,336
13	大川市	7,652	7,222	6,866
14	行橋市	13,970	13,172	12,545
15	豊前市	5,218	4,948	4,619
16	中間市	9,492	8,921	8,388
17	小郡市	11,095	10,560	10,289
18	筑紫野市	19,642	18,752	17,908
19	春日市	20,846	20,043	19,211
20	大野城市	17,716	16,921	16,135
21	太宰府市	13,588	12,847	12,205
22	那珂川市	10,544	9,918	9,385
24	宇美町	7,342	6,930	6,535
25	篠栗町	5,251	4,956	4,723
26	志免町	8,586	8,149	7,713
27	須恵町	5,518	5,191	4,825
28	新宮町	4,830	4,607	4,441
29	古賀市	11,158	10,624	10,086
30	久山町	1,564	1,486	1,441
31	粕屋町	7,024	6,652	6,368
32	宗像市	19,299	18,637	17,945
33	福津市	12,789	12,255	11,804
37	芦屋町	2,813	2,659	2,494
38	水巻町	6,063	5,786	5,541
39	岡垣町	6,354	6,011	5,719
40	遠賀町	4,124	3,869	3,618
41	小竹町	1,577	1,495	1,402
42	鞍手町	3,540	3,353	3,153
43	宮若市	5,683	5,410	5,083
45	桂川町	3,042	2,844	2,703
55	筑前町	6,427	6,153	5,925
57	東峰村	578	556	516
59	糸島市	25,654	24,798	23,822
62	うきは市	6,919	6,558	6,266
66	大刀洗町	3,407	3,304	3,124
68	大木町	2,972	2,886	2,775
73	広川町	4,446	4,199	3,983
76	みやま市	9,170	8,643	8,214
81	香春町	2,384	2,244	2,077
82	添田町	2,197	2,027	1,886
83	福智町	5,290	5,047	4,745
84	糸田町	2,025	1,930	1,848
85	川崎町	3,717	3,526	3,399
88	大任町	1,179	1,094	1,054
89	赤村	741	695	638
90	苅田町	6,582	6,204	5,894
91	みやこ町	4,479	4,217	3,922
94	築上町	3,772	3,546	3,327
95	吉富町	1,331	1,240	1,166
97	上毛町	1,670	1,595	1,515
市町村計		1,030,079	988,271	948,397

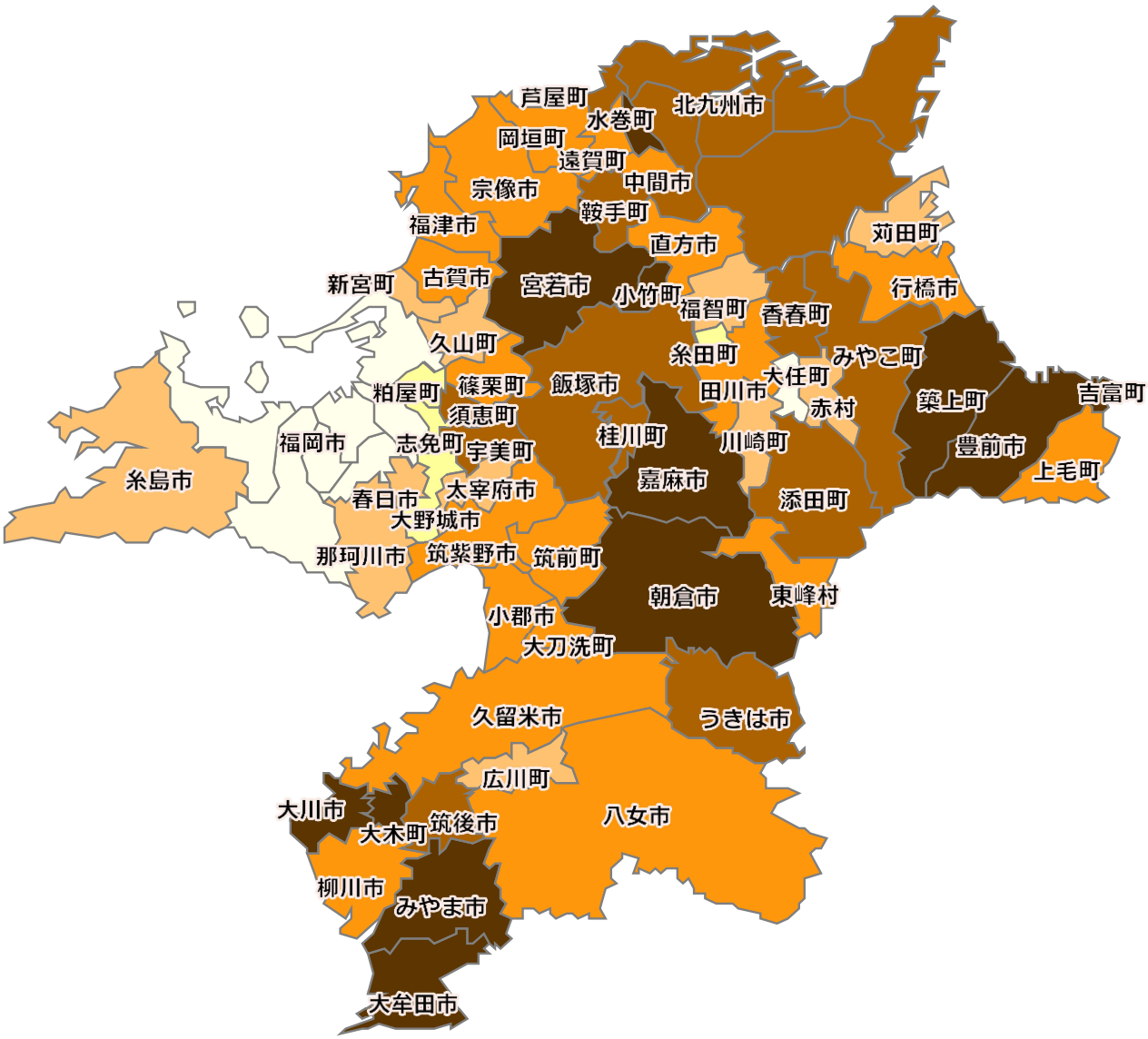
出典：国民健康保険事業報告書（事業年報）

図表1-4　市町村別１人当たり医療費の推移（単位：円）

保険者番号	保険者名	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	北九州市	452,378	465,739	470,518
2	福岡市	361,120	378,087	378,311
3	大牟田市	503,223	523,470	534,149
4	久留米市	420,862	440,477	450,335
5	直方市	440,083	443,103	450,241
6	飯塚市	431,575	460,643	458,063
7	田川市	443,414	445,269	438,740
8	柳川市	434,039	444,994	441,881
9	嘉麻市	445,672	465,397	484,546
10	朝倉市	477,769	485,365	485,348
11	八女市	421,283	437,384	441,128
12	筑後市	433,060	460,640	478,314
13	大川市	451,815	484,283	488,674
14	行橋市	445,988	459,086	453,593
15	豊前市	499,028	469,017	501,035
16	中間市	431,084	439,052	448,484
17	小郡市	407,525	425,561	431,865
18	筑紫野市	412,202	430,708	437,957
19	春日市	388,790	397,343	410,130
20	大野城市	392,231	408,403	398,299
21	太宰府市	399,745	419,737	419,210
22	那珂川市	385,444	407,649	405,999
24	宇美町	446,171	464,162	455,018
25	篠栗町	405,768	448,760	437,348
26	志免町	380,107	395,622	397,730
27	須恵町	427,634	451,562	471,148
28	新宮町	417,797	433,306	419,599
29	古賀市	431,692	452,435	453,707
30	久山町	489,719	406,244	417,992
31	粕屋町	383,916	432,883	393,305
32	宗像市	444,969	454,536	441,631
33	福津市	413,866	438,847	439,159
37	芦屋町	437,530	458,701	474,619
38	水巻町	449,417	474,224	496,778
39	岡垣町	406,112	446,496	444,699
40	遠賀町	440,517	444,589	452,596
41	小竹町	504,566	514,942	576,382
42	鞍手町	422,573	440,273	476,228
43	宮若市	472,635	506,260	506,141
45	桂川町	422,027	409,922	457,900
55	筑前町	405,753	436,577	433,391
57	東峰村	392,067	497,934	451,808
59	糸島市	408,331	428,114	423,002
62	うきは市	453,356	485,211	459,559
66	大刀洗町	416,087	439,565	435,123
68	大木町	424,311	483,540	490,036
73	広川町	422,432	419,178	419,786
76	みやま市	490,281	519,597	519,986
81	香春町	435,219	472,226	469,070
82	添田町	467,676	457,872	456,414
83	福智町	423,596	416,744	415,632
84	糸田町	365,109	396,837	385,879
85	川崎町	418,470	415,568	416,933
88	大任町	424,418	440,308	371,581
89	赤村	411,668	472,556	416,007
90	苅田町	424,278	442,474	427,194
91	みやこ町	435,291	474,630	474,493
94	築上町	438,228	469,621	507,831
95	吉富町	492,597	480,057	486,344
97	上毛町	397,834	420,104	440,977
市町村計		412,984	429,579	431,164

出典：福岡県「国民健康保険事業状況」

図表1-4　令和６年度市町村別１人当たり医療費



● 二次保健医療圏別

順位	医療圏	１人当たり医療費（円）
1	福岡・糸島	381,676
2	筑紫	415,200
3	田川	427,702
－	県平均	431,164
4	粕屋	431,946
5	宗像	440,650
6	八女・筑後	450,429
7	久留米	452,560
8	京築	464,052
9	飯塚	464,192
10	朝倉	466,596
11	北九州	469,273
12	直方・鞍手	477,820
13	有明	501,785

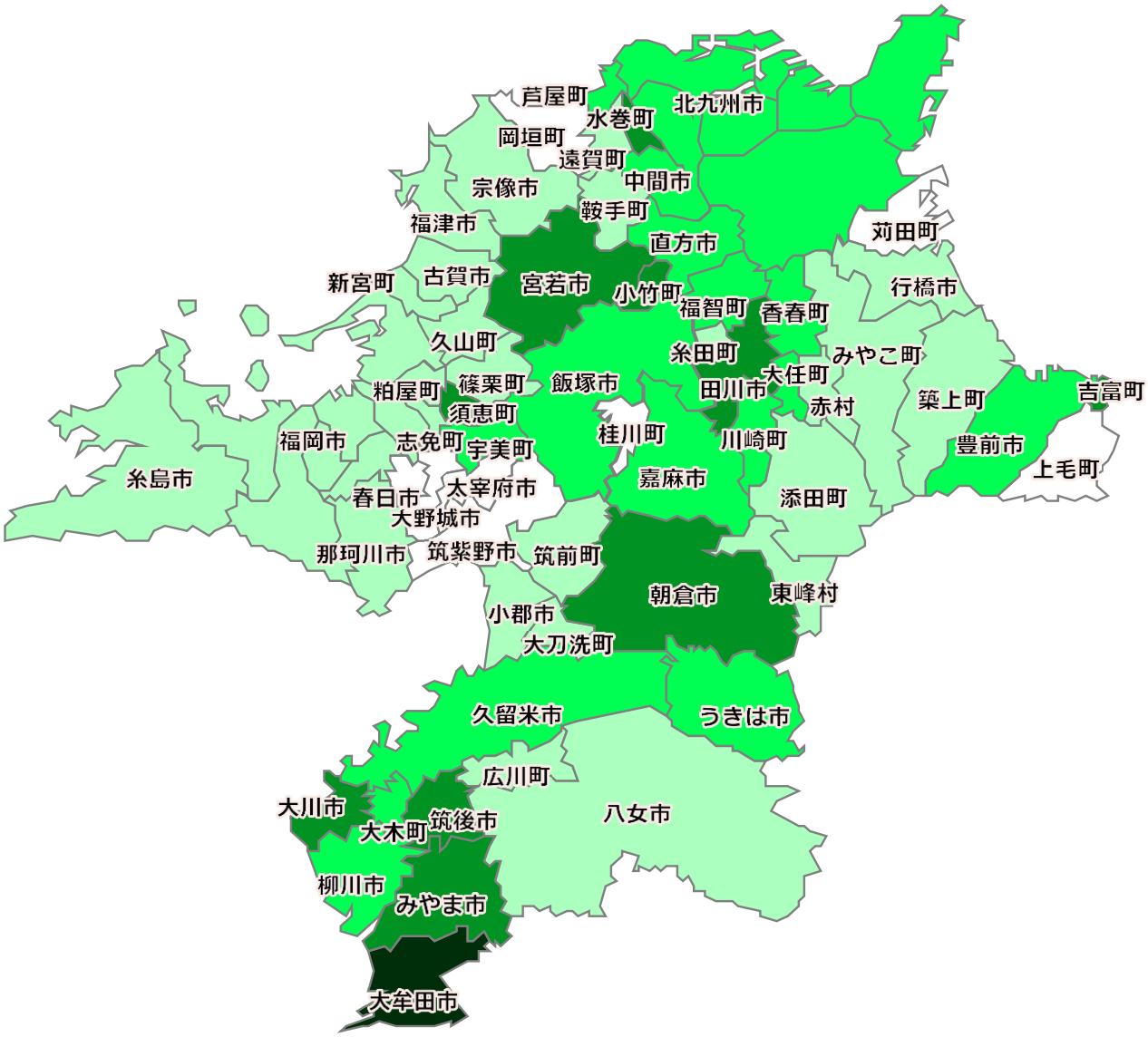
１人当たり医療費	団体数
380千円未満	２団体
380千円以上405千円未満	４団体
405千円以上430千円未満	11団体
430千円以上455千円未満	19団体
455千円以上480千円未満	12団体
480千円以上	12団体

図表1-9　納付金算定における年齢調整後の医療費指数

保険者番号	保険者名	令和６年度（Ｒ２～Ｒ４の３か年平均）	令和７年度（Ｒ３～Ｒ５の３か年平均）	令和８年度（Ｒ４～Ｒ６の３か年平均）
1	北九州市	1.1017342678	1.1071079575	1.1098898869
2	福岡市	1.0228441537	1.0276979407	1.0243408566
3	大牟田市	1.1877218495	1.1821835145	1.1817202653
4	久留米市	1.0996063154	1.0890307040	1.0897489046
5	直方市	1.0828962927	1.0757266204	1.0724606425
6	飯塚市	1.0701691928	1.0725848716	1.0749117119
7	田川市	1.1552683253	1.1386822654	1.1111603608
8	柳川市	1.1125475742	1.0828682865	1.0717142039
9	嘉麻市	1.1125076655	1.0967932188	1.0997707920
10	朝倉市	1.1358700269	1.1271935431	1.1132788958
11	八女市	1.0594560459	1.0329737141	1.0253083733
12	筑後市	1.1237803089	1.1209354881	1.1204524754
13	大川市	1.1248480827	1.1150209100	1.1235629054
14	行橋市	1.0414219903	1.0404735306	1.0300704097
15	豊前市	1.0824131561	1.0654298571	1.0808292216
16	中間市	1.0359256299	1.0532067784	1.0602452598
17	小郡市	1.0185765118	1.0182229702	1.0224845705
18	筑紫野市	1.0011245150	1.0057187296	1.0072187056
19	春日市	1.0013726061	0.9987188639	0.9969282600
20	大野城市	1.0117152627	1.0206389624	1.0014045649
21	太宰府市	0.9791809882	0.9957203208	0.9897691922
22	那珂川市	1.0281088223	1.0242443677	1.0201238961
24	宇美町	1.0857171780	1.0889586108	1.0789418981
25	篠栗町	1.0533922533	1.0605482731	1.0541291066
26	志免町	1.0210873309	1.0107327699	1.0154617120
27	須恵町	1.1218280332	1.1253286785	1.1366482542
28	新宮町	0.9908194957	1.0192588628	1.0175661934
29	古賀市	1.0429497159	1.0450948516	1.0339462390
30	久山町	1.1056556005	1.0560732639	1.0206718493
31	粕屋町	1.0301956301	1.0416216348	1.0300626339
32	宗像市	1.0213043879	1.0252640816	1.0144597981
33	福津市	1.0287614642	1.0213818108	1.0158957892
37	芦屋町	1.0595229824	1.0767315899	1.1025369103
38	水巻町	1.0859647370	1.1020115291	1.1120308749
39	岡垣町	0.9891310858	1.0026036016	0.9969557976
40	遠賀町	1.0065291863	1.0154632689	1.0136116126
41	小竹町	1.1465085080	1.1134997557	1.1472969220
42	鞍手町	0.9893482851	0.9890660001	1.0184860693
43	宮若市	1.1134648866	1.1255479587	1.1337219038
45	桂川町	1.0453298799	1.0142832132	1.0031169855
55	筑前町	1.0255341967	1.0209323289	1.0131706251
57	東峰村	1.0146892762	1.0348509950	1.0468215791
59	糸島市	1.0439259911	1.0459043627	1.0375147556
62	うきは市	1.0766486837	1.0923251909	1.0761306758
66	大刀洗町	1.0574635791	1.0397958202	1.0317333887
68	大木町	1.0410037205	1.0475337258	1.0650136325
73	広川町	1.0803779993	1.0424521544	1.0202014710
76	みやま市	1.1418719592	1.1346867366	1.1368304891
81	香春町	1.0757609358	1.0751000538	1.0868236810
82	添田町	1.0565188597	1.0664034628	1.0422494045
83	福智町	1.1047081612	1.0990817971	1.0824544508
84	糸田町	1.0823337520	1.0469584234	1.0236245603
85	川崎町	1.0960099034	1.0783580505	1.0722946218
88	大任町	1.1943062998	1.1651835428	1.0784015954
89	赤村	0.9845748326	1.0300947953	1.0449215270
90	苅田町	1.0098950189	1.0175472856	1.0027391510
91	みやこ町	1.0078908963	1.0102890231	1.0150229318
94	築上町	1.0437998880	1.0359245525	1.0548623652
95	吉富町	1.1449326031	1.1313310936	1.1240426835
97	上毛町	0.9526076897	0.9359044801	0.9305059266
市町村計		1.0609272783	1.0612937166	1.0561258654

出典：福岡県国保事業費納付金算定

図表1-9　令和８年度納付金算定における年齢調整後の医療費指数（Ｒ４～Ｒ６年度の３か年平均）



● 二次保健医療圏別

順位	医療圏	医療費指数
1	筑紫	1.00291
2	宗像	1.01515
3	福岡・糸島	1.03120
4	京築	1.03371
5	粕屋	1.04853
6	八女・筑後	1.05521
－	県平均	1.05613
7	朝倉	1.05803
8	飯塚	1.05894
9	北九州	1.06490
10	田川	1.06761
11	久留米	1.06824
12	直方・鞍手	1.09330
13	有明	1.13156

医療費指数	団体数
1.01未満	10団体
1.01以上 1.06未満	18団体
1.06以上 1.11未満	17団体
1.11以上 1.16未満	11団体
1.16以上	4団体

図表2-1、2-2　国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和８年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（医療分）					
		賦課割合 応能：応益 （%）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	算定方式
1	北九州市	47.84 ： 52.16	8.31	0.00	23,200	26,400	3
2	福岡市	51.49 ： 48.51	5.58	0.00	19,807	18,664	3
3	大牟田市	50.79 ： 49.21	9.30	0.00	19,900	22,400	3
4	久留米市	54.13 ： 45.87	9.37	0.00	27,200	22,200	3
5	直方市	51.12 ： 48.88	9.45	0.00	22,500	23,300	3
6	飯塚市	47.29 ： 52.71	6.80	0.00	21,000	23,000	3
7	田川市	43.78 ： 56.22	7.24	0.00	22,570	19,500	3
8	柳川市	51.26 ： 48.74	8.50	0.00	29,000	31,000	3
9	嘉麻市	44.62 ： 55.38	8.50	0.00	23,000	26,500	3
10	朝倉市	54.26 ： 45.74	8.60	0.00	28,000	26,000	3
11	八女市	54.02 ： 45.98	8.50	0.00	28,000	28,000	3
12	筑後市	52.58 ： 47.42	8.30	0.00	28,000	30,000	3
13	大川市	51.22 ： 48.78	8.90	0.00	29,000	32,000	3
14	行橋市	48.05 ： 51.95	8.58	0.00	28,600	28,700	3
15	豊前市	45.83 ： 54.17	7.30	0.00	23,500	28,000	3
16	中間市	45.09 ： 54.91	8.50	0.00	24,500	25,000	3
17	小郡市	52.62 ： 47.38	8.10	0.00	25,500	27,000	3
18	筑紫野市	47.33 ： 52.67	7.12	0.00	30,863	27,901	3
19	春日市	46.50 ： 53.50	6.52	0.00	27,700	25,300	3
20	大野城市	49.92 ： 50.08	7.68	0.00	30,000	29,000	3
21	太宰府市	49.66 ： 50.34	7.37	0.00	26,500	28,000	3
22	那珂川市	47.12 ： 52.88	7.76	0.00	30,000	29,600	3
24	宇美町	46.41 ： 53.59	7.60	0.00	27,000	29,000	3
25	篠栗町	47.52 ： 52.48	7.80	0.00	28,000	30,000	3
26	志免町	49.61 ： 50.39	7.50	0.00	26,000	28,000	3
27	須恵町	46.49 ： 53.51	8.00	0.00	31,000	30,000	3
28	新宮町	54.55 ： 45.45	7.90	0.00	28,000	30,000	3
29	古賀市	53.00 ： 47.00	8.40	0.00	23,800	26,200	3
30	久山町	57.48 ： 42.52	8.50	0.00	30,500	17,400	3
31	粕屋町	53.12 ： 46.88	8.40	0.00	29,000	30,000	3
32	宗像市	49.95 ： 50.05	7.10	0.00	24,000	24,000	3
33	福津市	52.31 ： 47.69	7.60	0.00	25,000	25,000	3
37	芦屋町	48.67 ： 51.33	7.25	0.00	22,800	24,400	3
38	水巻町	44.49 ： 55.51	7.20	0.00	24,000	26,500	3
39	岡垣町	45.80 ： 54.20	6.70	0.00	25,100	27,000	3
40	遠賀町	44.32 ： 55.68	6.60	0.00	27,690	27,353	3
41	小竹町	48.61 ： 51.39	9.70	0.00	27,000	25,000	3
42	鞍手町	50.22 ： 49.78	7.90	0.00	21,000	23,100	3
43	宮若市	53.96 ： 46.04	9.20	15.00	22,000	23,500	4
45	桂川町	46.48 ： 53.52	7.80	0.00	25,000	25,000	3
55	筑前町	54.30 ： 45.70	8.40	0.00	28,000	28,000	3
57	東峰村	49.60 ： 50.40	7.80	0.00	23,000	24,000	3
59	糸島市	54.78 ： 45.22	8.00	0.00	24,700	20,500	3
62	うきは市	55.11 ： 44.89	10.00	0.00	27,000	24,000	3
66	大刀洗町	54.78 ： 45.22	8.50	0.00	25,000	25,000	3
68	大木町	51.23 ： 48.77	8.50	0.00	31,000	32,000	3
73	広川町	54.71 ： 45.29	8.50	0.00	28,000	30,000	3
76	みやま市	50.40 ： 49.60	7.65	0.00	29,475	29,133	3
81	香春町	38.22 ： 61.78	7.61	0.00	29,000	29,000	3
82	添田町	38.71 ： 61.29	7.50	0.00	25,400	28,300	3
83	福智町	41.12 ： 58.88	7.20	0.00	24,000	26,000	3
84	糸田町	37.70 ： 62.30	7.70	0.00	26,000	26,000	3
85	川崎町	44.41 ： 55.59	10.00	0.00	23,000	24,000	3
88	大任町	47.32 ： 52.68	10.50	0.00	24,000	27,000	3
89	赤村	48.54 ： 51.46	8.50	0.00	21,800	25,000	3
90	苅田町	47.56 ： 52.44	8.10	0.00	27,500	28,000	3
91	みやこ町	46.00 ： 54.00	7.00	0.00	25,000	25,000	3
94	築上町	53.45 ： 46.55	9.00	0.00	21,000	22,000	3
95	吉富町	50.16 ： 49.84	7.70	0.00	27,000	24,000	3
97	上毛町	56.39 ： 43.61	7.10	0.00	18,500	17,400	3

※賦課限度額：全市町村670,000円（医療分）

※全市町村、７割・５割・２割軽減を実施

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表2-1、2-2　国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和８年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（後期高齢者支援金分）					
		賦課割合 応能：応益 （%）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	算定方式
1	北九州市	47.05 ： 52.95	3.40	0.00	9,720	11,060	3
2	福岡市	51.35 ： 48.65	3.14	0.00	10,441	9,838	3
3	大牟田市	51.70 ： 48.30	2.95	0.00	6,200	7,000	3
4	久留米市	55.92 ： 44.08	2.66	0.00	7,500	6,400	3
5	直方市	51.85 ： 48.15	3.30	0.00	7,700	8,000	3
6	飯塚市	48.87 ： 51.13	2.80	0.00	8,100	8,800	3
7	田川市	41.00 ： 59.00	2.97	0.00	10,270	9,000	3
8	柳川市	52.33 ： 47.67	2.57	0.00	9,067	9,711	3
9	嘉麻市	51.83 ： 48.17	3.50	0.00	7,500	7,500	3
10	朝倉市	57.28 ： 42.72	2.90	0.00	8,000	9,000	3
11	八女市	56.85 ： 43.15	3.00	0.00	9,000	9,000	3
12	筑後市	55.55 ： 44.45	2.60	0.00	8,000	9,000	3
13	大川市	51.02 ： 48.98	2.56	0.00	9,000	10,000	3
14	行橋市	45.83 ： 54.17	2.89	0.00	10,700	10,800	3
15	豊前市	48.95 ： 51.05	3.10	0.00	9,000	10,000	3
16	中間市	48.09 ： 51.91	3.00	0.00	8,800	6,300	3
17	小郡市	52.94 ： 47.06	2.63	0.00	8,400	9,000	3
18	筑紫野市	46.50 ： 53.50	2.56	0.00	11,836	10,095	3
19	春日市	46.59 ： 53.41	2.69	0.00	11,400	10,100	3
20	大野城市	49.95 ： 50.05	2.83	0.00	11,000	11,000	3
21	太宰府市	51.43 ： 48.57	2.47	0.00	8,300	9,200	3
22	那珂川市	47.46 ： 52.54	2.82	0.00	10,900	10,700	3
24	宇美町	49.84 ： 50.16	2.80	0.00	9,000	9,000	3
25	篠栗町	48.77 ： 51.23	2.50	0.00	8,800	9,400	3
26	志免町	49.04 ： 50.96	2.70	0.00	10,000	10,000	3
27	須恵町	48.62 ： 51.38	2.80	0.00	10,000	10,000	3
28	新宮町	56.22 ： 43.78	2.90	0.00	10,000	10,000	3
29	古賀市	48.40 ： 51.60	2.90	0.00	10,100	10,900	3
30	久山町	57.43 ： 42.57	2.50	0.00	9,000	6,000	3
31	粕屋町	53.27 ： 46.73	2.90	0.00	10,000	11,000	3
32	宗像市	51.75 ： 48.25	2.80	0.00	8,800	8,800	3
33	福津市	50.72 ： 49.28	2.50	0.00	9,000	9,000	3
37	芦屋町	48.59 ： 51.41	2.51	0.00	8,000	8,600	3
38	水巻町	45.62 ： 54.38	2.80	0.00	8,500	10,500	3
39	岡垣町	46.60 ： 53.40	2.60	0.00	9,400	10,200	3
40	遠賀町	41.65 ： 58.35	2.38	0.00	11,136	11,168	3
41	小竹町	51.59 ： 48.41	3.30	0.00	9,500	6,000	3
42	鞍手町	50.43 ： 49.57	2.90	0.00	7,600	8,600	3
43	宮若市	53.37 ： 46.63	3.00	0.00	7,800	6,500	3
45	桂川町	65.07 ： 34.93	3.80	0.00	6,000	5,000	3
55	筑前町	55.01 ： 44.99	2.80	0.00	9,000	10,000	3
57	東峰村	47.45 ： 52.55	2.40	0.00	8,000	8,000	3
59	糸島市	55.59 ： 44.41	2.40	0.00	7,500	6,200	3
62	うきは市	55.76 ： 44.24	2.70	0.00	8,000	6,000	3
66	大刀洗町	51.35 ： 48.65	2.89	0.00	10,045	9,721	3
68	大木町	52.63 ： 47.37	2.90	0.00	10,000	11,000	3
73	広川町	57.38 ： 42.62	3.00	0.00	9,000	10,000	3
76	みやま市	50.81 ： 49.19	2.83	0.00	10,842	10,717	3
81	香春町	39.27 ： 60.73	2.79	0.00	10,000	10,500	3
82	添田町	35.56 ： 64.44	2.60	0.00	10,900	10,100	3
83	福智町	40.36 ： 59.64	2.63	0.00	9,000	10,000	3
84	糸田町	38.06 ： 61.94	2.90	0.00	9,700	9,600	3
85	川崎町	28.91 ： 71.09	1.80	0.00	7,000	11,000	3
88	大任町	40.09 ： 59.91	2.40	0.00	9,000	7,000	3
89	赤村	52.05 ： 47.95	3.00	0.00	6,800	7,800	3
90	苅田町	47.58 ： 52.42	3.10	0.00	11,000	10,000	3
91	みやこ町	47.94 ： 52.06	2.60	0.00	9,000	8,000	3
94	築上町	58.00 ： 42.00	3.20	0.00	6,000	7,000	3
95	吉富町	54.18 ： 45.82	3.10	0.00	10,000	7,000	3
97	上毛町	55.71 ： 44.29	2.90	0.00	7,100	8,300	3

※賦課限度額：全市町村260,000円（後期高齢者支援金分）

出典:福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表2-1、2-2　国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和８年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（介護納付金分）					
		賦課割合 応能：応益 （%）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	算定方式
1	北九州市	46.07 ： 53.93	2.90	0.00	9,550	8,220	3
2	福岡市	50.74 ： 49.26	2.61	0.00	10,160	7,751	3
3	大牟田市	47.86 ： 52.14	3.15	0.00	14,200	0	2
4	久留米市	49.01 ： 50.99	2.11	0.00	14,700	0	2
5	直方市	50.79 ： 49.21	3.30	0.00	15,300	0	2
6	飯塚市	49.83 ： 50.17	2.60	0.00	9,100	6,700	3
7	田川市	41.73 ： 58.27	2.60	0.00	10,800	7,400	3
8	柳川市	52.03 ： 47.97	2.38	0.00	10,789	8,446	3
9	嘉麻市	37.25 ： 62.75	1.50	0.00	12,000	0	2
10	朝倉市	40.03 ： 59.97	2.00	0.00	10,000	15,000	3
11	八女市	57.18 ： 42.82	2.30	0.00	9,000	7,000	3
12	筑後市	51.15 ： 48.85	2.30	0.00	10,000	7,000	3
13	大川市	49.87 ： 50.13	2.27	0.00	10,000	9,000	3
14	行橋市	42.40 ： 57.60	2.35	0.00	10,700	8,200	3
15	豊前市	40.24 ： 59.76	2.10	0.00	9,000	8,000	3
16	中間市	49.03 ： 50.97	2.20	0.00	7,000	4,500	3
17	小郡市	47.47 ： 52.53	2.40	0.00	10,000	8,000	3
18	筑紫野市	46.43 ： 53.57	2.30	0.00	17,546	0	2
19	春日市	44.64 ： 55.36	2.25	0.00	18,200	0	2
20	大野城市	46.73 ： 53.27	2.31	0.00	18,000	0	2
21	太宰府市	46.67 ： 53.33	2.10	0.00	16,200	0	2
22	那珂川市	49.40 ： 50.60	2.32	0.00	17,500	0	2
24	宇美町	48.61 ： 51.39	2.20	0.00	10,000	7,000	3
25	篠栗町	45.42 ： 54.58	2.30	0.00	10,600	8,300	3
26	志免町	48.76 ： 51.24	2.30	0.00	10,000	8,000	3
27	須恵町	49.81 ： 50.19	2.30	0.00	10,000	8,000	3
28	新宮町	51.06 ： 48.94	2.20	0.00	10,000	8,000	3
29	古賀市	46.66 ： 53.34	2.40	0.00	16,600	0	2
30	久山町	52.39 ： 47.61	2.10	0.00	10,500	7,000	3
31	粕屋町	50.62 ： 49.38	2.40	0.00	10,000	9,000	3
32	宗像市	50.51 ： 49.49	2.70	0.00	15,400	0	2
33	福津市	52.90 ： 47.10	2.20	0.00	13,500	0	2
37	芦屋町	44.59 ： 55.41	1.88	0.00	8,200	6,300	3
38	水巻町	41.40 ： 58.60	2.30	0.00	10,000	8,000	3
39	岡垣町	44.09 ： 55.91	2.20	0.00	9,700	7,600	3
40	遠賀町	41.15 ： 58.85	2.05	0.00	11,054	7,378	3
41	小竹町	51.61 ： 48.39	2.60	0.00	8,300	5,600	3
42	鞍手町	51.49 ： 48.51	2.10	0.00	7,000	5,400	3
43	宮若市	54.14 ： 45.86	3.00	3.19	7,900	5,600	4
45	桂川町	38.35 ： 61.65	1.05	0.00	6,600	3,700	3
55	筑前町	56.58 ： 43.42	2.20	0.00	10,000	5,000	3
57	東峰村	51.15 ： 48.85	2.00	0.00	11,000	5,000	3
59	糸島市	55.89 ： 44.11	2.20	0.00	12,700	0	2
62	うきは市	57.92 ： 42.08	2.30	0.00	12,000	0	2
66	大刀洗町	47.95 ： 52.05	1.80	0.00	14,000	0	2
68	大木町	48.57 ： 51.43	2.30	0.00	11,000	9,000	3
73	広川町	54.98 ： 45.02	2.30	0.00	11,000	8,000	3
76	みやま市	52.15 ： 47.85	2.32	0.00	10,640	8,224	3
81	香春町	37.13 ： 62.87	2.30	0.00	10,500	8,100	3
82	添田町	36.50 ： 63.50	2.23	0.00	10,263	7,933	3
83	福智町	44.88 ： 55.12	2.52	0.00	9,000	7,000	3
84	糸田町	39.17 ： 60.83	2.40	0.00	9,000	8,000	3
85	川崎町	43.66 ： 56.34	1.60	0.00	6,000	4,000	3
88	大任町	45.77 ： 54.23	2.10	0.00	8,000	6,000	3
89	赤村	51.17 ： 48.83	3.00	0.00	9,000	6,600	3
90	苅田町	41.29 ： 58.71	2.45	0.00	11,000	8,500	3
91	みやこ町	46.22 ： 53.78	2.60	0.00	11,000	7,000	3
94	築上町	51.59 ： 48.41	3.30	0.00	9,500	4,500	3
95	吉富町	49.98 ： 50.02	2.30	0.00	10,000	6,000	3
97	上毛町	44.81 ： 55.19	2.00	0.00	7,400	5,300	3

※賦課限度額：全市町村170,000円（介護納付金分）

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表2-1、2-2　国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和８年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（子ども・子育て支援納付金分）						
		賦課割合 応能：応益 （%）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	18歳以上被保険者均等割 （円）	平等割 （円）	算定方式
1	北九州市	47.84 ： 52.16	0.28	0.00	880	50	1,000	3
2	福岡市	50.66 ： 49.34	0.28	0.00	967	72	911	3
3	大牟田市	38.07 ： 61.93	0.27	0.00	1,000	100	1,000	3
4	久留米市	49.73 ： 50.27	0.28	0.00	1,000	100	1,100	3
5	直方市	42.65 ： 57.35	0.27	0.00	900	100	900	3
6	飯塚市	42.68 ： 57.32	0.27	0.00	1,025	57	1,019	3
7	田川市	37.80 ： 62.20	0.27	0.00	996	50	1,017	3
8	柳川市	50.91 ： 49.09	0.27	0.00	1,027	66	1,028	3
9	嘉麻市	37.44 ： 62.56	0.28	0.00	1,080	60	1,070	3
10	朝倉市	50.15 ： 49.85	0.27	0.00	1,040	65	1,028	3
11	八女市	50.72 ： 49.28	0.27	0.00	1,028	74	1,033	3
12	筑後市	51.16 ： 48.84	0.27	0.00	1,000	100	1,000	3
13	大川市	49.44 ： 50.56	0.27	0.00	1,052	54	1,034	3
14	行橋市	45.67 ： 54.33	0.27	0.00	1,005	39	1,031	3
15	豊前市	42.77 ： 57.23	0.27	0.00	1,070	40	1,030	3
16	中間市	38.11 ： 61.89	0.28	0.00	1,074	70	1,077	3
17	小郡市	49.01 ： 50.99	0.27	0.00	1,000	100	1,000	3
18	筑紫野市	45.39 ： 54.61	0.24	0.00	1,093	41	1,107	3
19	春日市	45.52 ： 54.48	0.24	0.00	1,000	100	1,000	3
20	大野城市	52.06 ： 47.94	0.27	0.00	960	40	1,000	3
21	太宰府市	43.16 ： 56.84	0.24	0.00	1,100	100	1,200	3
22	那珂川市	47.12 ： 52.88	0.27	0.00	1,010	60	1,040	3
24	宇美町	45.95 ： 54.05	0.27	0.00	1,000	60	1,000	3
25	篠栗町	47.49 ： 52.51	0.27	0.00	1,000	60	1,000	3
26	志免町	51.02 ： 48.98	0.30	0.00	1,000	70	1,000	3
27	須恵町	68.73 ： 31.27	0.27	0.00	1,000	80	1,000	3
28	新宮町	53.96 ： 46.04	0.27	0.00	1,000	100	1,000	3
29	古賀市	46.97 ： 53.03	0.27	0.00	1,045	45	1,018	3
30	久山町	52.95 ： 47.05	0.28	0.00	1,038	83	1,049	3
31	粕屋町	55.11 ： 44.89	0.30	0.00	1,000	50	1,000	3
32	宗像市	53.23 ： 46.77	0.30	0.00	850	50	900	3
33	福津市	46.85 ： 53.15	0.23	0.00	950	50	1,000	3
37	芦屋町	46.91 ： 53.09	0.24	0.00	835	65	800	3
38	水巻町	41.84 ： 58.16	0.27	0.00	1,027	61	1,028	3
39	岡垣町	46.16 ： 53.84	0.27	0.00	1,052	48	1,023	3
40	遠賀町	43.60 ： 56.40	0.24	0.00	1,000	41	1,076	3
41	小竹町	41.18 ： 58.82	0.28	0.00	1,100	40	1,000	3
42	鞍手町	45.10 ： 54.90	0.27	0.00	860	40	1,000	3
43	宮若市	42.13 ： 57.87	0.27	0.00	1,028	59	1,012	3
45	桂川町	45.20 ： 54.80	0.28	0.00	1,000	60	1,000	3
55	筑前町	54.16 ： 45.84	0.30	0.00	1,000	100	1,000	3
57	東峰村	42.77 ： 57.23	0.27	0.00	1,053	66	1,045	3
59	糸島市	45.60 ： 54.40	0.25	0.00	1,020	80	1,120	3
62	うきは市	46.68 ： 53.32	0.27	0.00	1,042	71	1,031	3
66	大刀洗町	54.50 ： 45.50	0.24	0.00	1,086	83	1,172	3
68	大木町	48.87 ： 51.13	0.27	0.00	1,100	100	1,100	3
73	広川町	50.24 ： 49.76	0.27	0.00	1,100	100	1,100	3
76	みやま市	50.95 ： 49.05	0.27	0.00	1,046	47	1,019	3
81	香春町	37.67 ： 62.33	0.26	0.00	1,000	40	1,000	3
82	添田町	36.65 ： 63.35	0.27	0.00	1,053	26	1,017	3
83	福智町	38.12 ： 61.88	0.28	0.00	1,057	69	1,084	3
84	糸田町	34.53 ： 65.47	0.32	0.00	1,188	85	1,224	3
85	川崎町	34.22 ： 65.78	0.28	0.00	1,000	60	1,000	3
88	大任町	37.67 ： 62.33	0.28	0.00	988	88	1,055	3
89	赤村	42.57 ： 57.43	0.26	0.00	1,000	50	1,000	3
90	苅田町	47.16 ： 52.84	0.28	0.00	950	50	1,000	3
91	みやこ町	43.16 ： 56.84	0.27	0.00	1,100	50	1,000	3
94	築上町	45.21 ： 54.29	0.30	0.00	950	50	1,000	3
95	吉富町	47.18 ： 52.82	0.26	0.00	1,000	100	1,000	3
97	上毛町	45.34 ： 54.66	0.27	0.00	1,070	40	1,030	3

※賦課限度額：全市町村30,000円（子ども・子育て支援納付金分）

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表3-2　市町村別収納率の推移

保険者番号	保険者名	現年度分						滞納繰越分					
		R4実績（%）	順位	R5実績（%）	順位	R6実績（%）	順位	R4実績（%）	順位	R5実績（%）	順位	R6実績（%）	順位
1	北九州市	90.97%	56	90.98%	56	90.24%	57	20.73%	36	29.80%	14	22.82%	23
2	福岡市	92.86%	50	93.01%	47	92.84%	49	28.96%	10	40.30%	7	26.64%	14
3	大牟田市	93.82%	44	93.99%	40	92.89%	48	17.69%	44	7.46%	35	17.23%	48
4	久留米市	95.40%	22	95.79%	17	95.96%	10	19.11%	40	42.91%	6	21.96%	27
5	直方市	93.60%	47	93.13%	45	93.41%	44	21.20%	33	28.14%	15	22.68%	26
6	飯塚市	95.09%	25	94.85%	30	94.49%	26	17.05%	47	22.84%	21	19.60%	37
7	田川市	93.26%	49	93.26%	44	93.07%	47	24.21%	27	1.00%	51	24.63%	18
8	柳川市	95.56%	19	95.55%	21	95.13%	18	13.79%	58	5.44%	39	10.26%	60
9	嘉麻市	92.39%	51	91.67%	54	89.75%	58	25.22%	20	14.61%	30	15.90%	54
10	朝倉市	96.00%	12	96.19%	9	96.10%	9	20.14%	37	7.10%	37	18.87%	41
11	八女市	95.71%	18	95.24%	25	94.61%	25	26.12%	16	45.28%	5	22.68%	25
12	筑後市	94.62%	32	93.75%	42	93.47%	41	18.45%	43	3.78%	45	16.20%	53
13	大川市	94.57%	34	94.33%	39	94.08%	36	17.27%	45	16.84%	29	12.93%	59
14	行橋市	93.55%	48	92.37%	50	92.68%	51	18.51%	42	0.03%	52	19.50%	39
15	豊前市	94.06%	42	94.34%	38	93.36%	45	11.37%	60	3.73%	46	15.09%	56
16	中間市	95.04%	27	94.77%	33	94.71%	23	28.64%	12	31.47%	12	29.56%	10
17	小郡市	94.55%	35	94.88%	29	93.87%	38	24.60%	24	6.30%	38	23.40%	21
18	筑紫野市	94.58%	33	94.49%	36	94.40%	33	17.10%	46	18.42%	27	19.46%	40
19	春日市	97.29%	2	97.24%	2	97.11%	2	41.22%	2	50.27%	4	49.69%	1
20	大野城市	94.40%	37	94.41%	37	94.42%	32	16.31%	49	23.77%	20	25.22%	17
21	太宰府市	94.22%	39	94.67%	35	94.48%	27	22.09%	32	1.60%	50	23.23%	22
22	那珂川市	94.34%	38	93.78%	41	94.09%	35	19.44%	39	4.51%	42	16.62%	51
24	宇美町	93.94%	43	95.05%	27	94.96%	21	14.81%	55	9.17%	33	19.51%	38
25	篠栗町	95.02%	28	95.41%	22	94.45%	31	21.18%	34	0.00%	53	18.29%	43
26	志免町	94.21%	40	92.95%	48	93.42%	43	19.62%	38	4.05%	43	18.75%	42
27	須恵町	92.16%	52	93.11%	46	93.47%	42	14.98%	53	26.55%	17	15.73%	55
28	新宮町	94.66%	31	95.39%	23	95.04%	19	24.81%	23	0.00%	53	21.20%	30
29	古賀市	95.37%	23	95.22%	26	95.17%	16	15.48%	51	13.59%	31	20.83%	33
30	久山町	97.21%	3	96.99%	4	94.45%	30	31.38%	7	36.96%	10	27.41%	13
31	粕屋町	96.52%	7	96.94%	5	96.41%	7	25.53%	19	0.00%	53	28.87%	11
32	宗像市	97.06%	4	96.83%	6	96.68%	6	28.91%	11	0.00%	53	39.76%	4
33	福津市	95.82%	15	95.82%	15	95.39%	14	31.65%	6	2.50%	49	30.22%	9
37	芦屋町	95.46%	20	95.75%	18	95.52%	12	46.00%	1	59.35%	3	46.92%	3
38	水巻町	96.60%	6	95.56%	20	93.98%	37	40.25%	3	37.68%	9	35.33%	7
39	岡垣町	95.09%	26	94.81%	31	94.86%	22	23.34%	29	3.64%	48	17.97%	46
40	遠賀町	95.18%	24	96.15%	10	96.78%	5	18.55%	41	18.19%	28	21.26%	28
41	小竹町	91.69%	54	88.65%	59	92.23%	53	15.69%	50	21.42%	26	16.33%	52
42	鞍手町	94.21%	41	93.50%	43	94.47%	28	24.25%	26	100.00%	1	49.18%	2
43	宮若市	95.83%	14	96.04%	11	95.55%	11	27.79%	14	35.09%	11	27.71%	12
45	桂川町	96.34%	9	96.50%	8	96.33%	8	35.38%	4	0.00%	53	37.72%	5
55	筑前町	96.14%	10	95.83%	14	95.44%	13	14.64%	56	11.15%	32	18.19%	45
57	東峰村	96.45%	8	95.27%	24	93.55%	40	30.91%	8	24.00%	19	22.68%	24
59	糸島市	97.69%	1	97.84%	1	97.06%	3	30.39%	9	38.46%	8	36.20%	6
62	うきは市	96.02%	11	95.57%	19	95.20%	15	24.29%	25	0.00%	53	21.21%	29
66	大刀洗町	95.79%	16	94.69%	34	94.46%	29	25.07%	21	0.00%	53	21.09%	31
68	大木町	96.82%	5	96.62%	7	95.14%	17	28.57%	13	4.95%	40	13.38%	58
73	広川町	94.79%	30	94.80%	32	93.61%	39	22.29%	31	8.95%	34	17.37%	47
76	みやま市	95.72%	17	95.05%	28	95.04%	20	31.68%	5	3.91%	44	23.71%	20
81	香春町	96.00%	13	95.87%	13	94.62%	24	25.73%	18	27.02%	16	33.86%	8
82	添田町	93.68%	45	92.34%	52	92.72%	50	25.80%	17	21.80%	25	25.35%	16
83	福智町	89.10%	60	87.99%	60	88.13%	60	23.19%	30	7.33%	36	20.62%	34
84	糸田町	89.93%	58	91.24%	55	89.59%	59	14.85%	54	22.68%	24	14.57%	57
85	川崎町	90.59%	57	90.98%	57	91.43%	54	24.10%	28	25.73%	18	18.24%	44
88	大任町	89.91%	59	92.36%	51	91.03%	55	24.92%	22	22.78%	22	21.06%	32
89	赤村	94.44%	36	95.81%	16	97.64%	1	12.52%	59	22.69%	23	19.83%	36
90	苅田町	91.73%	53	90.68%	58	90.61%	56	21.07%	35	0.00%	53	24.33%	19
91	みやこ町	94.81%	29	92.69%	49	93.14%	46	26.88%	15	29.80%	13	25.92%	15
94	築上町	91.45%	55	91.92%	53	92.33%	52	14.48%	57	3.70%	47	16.73%	50
95	吉富町	95.42%	21	97.13%	3	96.87%	4	16.80%	48	100.00%	1	20.03%	35
97	上毛町	93.62%	46	95.94%	12	94.37%	34	15.36%	52	4.68%	41	16.88%	49
市町村計		93.76%		93.72%		93.41%		22.59%		22.76%		22.67%	

図表3-3　市町村別　納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和４年度								
		口座振替			特別徴収			自主納付		
		世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）
1	北九州市	69,911	55.69	96.80	5,072	4.04	89.33	50,552	40.27	61.71
2	福岡市	102,186	47.71	97.07	15,132	7.06	100.00	96,872	45.23	63.93
3	大牟田市	6,722	43.40	96.92	2,374	15.33	100.00	6,392	41.27	56.71
4	久留米市	16,647	35.83	99.99	8,462	18.21	100.00	21,353	45.96	89.92
5	直方市	1,813	25.45	95.72	1,918	26.92	100.00	3,394	47.64	64.88
6	飯塚市	6,957	41.65	96.13	3,505	20.99	100.00	6,240	37.36	41.73
7	田川市	1,043	16.55	94.72	1,322	20.98	100.00	3,937	62.47	86.37
8	柳川市	3,948	36.81	97.17	1,953	18.21	100.00	4,824	44.98	64.47
9	嘉麻市	1,403	24.55	96.58	1,648	28.84	100.00	2,664	46.61	64.37
10	朝倉市	4,114	54.29	98.91	1,333	17.59	100.00	2,131	28.12	53.49
11	八女市	3,967	42.61	98.75	1,913	20.55	100.00	3,429	36.84	88.30
12	筑後市	3,031	50.29	99.18	1,235	20.49	100.00	1,761	29.22	39.66
13	大川市	2,311	51.28	94.83	427	9.47	100.00	1,769	39.25	93.71
14	行橋市	2,392	26.62	97.15	2,162	24.06	100.00	4,431	49.32	68.64
15	豊前市	1,085	32.06	97.31	880	26.00	100.00	1,419	41.93	30.59
16	中間市	2,455	41.08	97.42	1,422	23.80	100.00	2,099	35.12	65.00
17	小郡市	3,583	47.74	96.77	616	8.21	100.00	3,307	44.06	66.14
18	筑紫野市	5,184	41.55	97.94	1,269	10.17	100.00	6,025	48.28	90.10
19	春日市	5,972	45.17	97.11	762	5.76	100.00	6,488	49.07	63.72
20	大野城市	4,152	34.12	97.59	1,630	13.40	100.00	6,386	52.48	69.34
21	太宰府市	4,049	46.69	96.17	1,005	11.59	100.00	3,619	41.73	62.71
22	那珂川市	2,261	36.38	95.35	586	9.43	100.00	3,368	54.19	70.32
24	宇美町	1,640	35.98	96.95	995	21.83	100.00	1,923	42.19	63.84
25	篠栗町	1,383	32.82	96.11	603	14.31	100.00	2,228	52.87	43.93
26	志免町	2,122	32.07	97.65	836	12.63	99.90	3,659	55.30	73.62
27	須恵町	1,201	21.77	98.40	608	11.02	100.00	3,709	67.22	84.40
28	新宮町	998	33.93	98.24	521	17.72	100.00	1,422	48.35	69.64
29	古賀市	2,936	35.93	97.68	1,119	13.69	99.05	4,117	50.38	68.00
30	久山町	710	72.38	96.58	8	0.82	100.00	263	26.81	90.93
31	粕屋町	1,434	32.44	96.96	771	17.44	100.00	2,216	50.12	80.89
32	宗像市	9,564	66.26	96.18	590	4.09	100.00	4,279	29.65	65.32
33	福津市	3,341	38.83	97.13	1,908	22.17	100.00	3,356	39.00	73.64
37	芦屋町	943	41.97	97.34	477	21.23	100.00	827	36.80	76.01
38	水巻町	980	26.43	97.66	949	25.59	100.00	1,779	47.98	66.11
39	岡垣町	1,583	40.63	98.56	1,104	28.34	100.00	1,209	31.03	40.41
40	遠賀町	772	30.33	97.42	607	23.85	100.00	1,166	45.82	71.78
41	小竹町	229	20.05	97.80	214	18.74	100.00	699	61.21	85.41
42	鞍手町	871	32.91	99.27	596	22.52	99.91	1,180	44.58	64.94
43	宮若市	1,158	31.10	97.51	879	23.60	100.00	1,687	45.30	71.47
45	桂川町	570	23.26	97.32	560	22.85	100.00	1,321	53.90	69.25
55	筑前町	1,626	36.05	96.33	648	14.37	100.00	2,236	49.58	66.17
57	東峰村	175	44.76	94.57	83	21.23	100.00	133	34.02	91.06
59	糸島市	4,724	31.01	98.78	3,331	21.86	100.00	7,180	47.13	57.76
62	うきは市	2,284	54.65	100.00	108	2.58	100.00	1,787	42.76	83.65
66	大刀洗町	923	44.38	96.64	238	11.44	100.00	919	44.18	74.05
68	大木町	1,298	64.58	95.54	60	2.99	97.00	652	32.44	63.98
73	広川町	1,243	40.94	96.98	722	23.78	100.00	1,071	35.28	56.72
76	みやま市	3,289	53.65	96.49	1,446	23.59	100.00	1,395	22.76	62.65
81	香春町	363	23.74	99.78	378	24.72	98.11	788	51.54	83.72
82	添田町	254	17.99	97.12	505	35.76	100.00	653	46.25	76.69
83	福智町	843	21.85	96.67	787	20.39	100.00	2,229	57.76	52.86
84	糸田町	289	24.35	100.00	255	21.48	99.11	643	54.17	75.54
85	川崎町	571	24.02	99.39	282	11.86	100.00	1,524	64.11	70.86
88	大任町	98	13.48	94.34	131	18.02	100.00	498	68.50	54.62
89	赤村	166	31.98	95.91	96	18.50	100.00	257	49.52	57.48
90	苅田町	1,574	37.57	99.41	992	23.68	100.00	1,624	38.76	44.02
91	みやこ町	685	24.46	96.11	792	28.28	100.00	1,324	47.27	76.66
94	築上町	504	21.02	97.21	713	29.73	100.00	1,181	49.25	79.35
95	吉富町	348	41.48	98.37	224	26.70	100.00	267	31.82	65.90
97	上毛町	577	54.74	96.36	129	12.24	100.00	348	33.02	63.20
市町村計		309,455	44.36	96.55	81,891	11.74	99.38	306,209	43.90	64.00

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-3　市町村別　納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和５年度								
		口座振替			特別徴収			自主納付		
		世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）
1	北九州市	65,976	49.77	95.75	4,820	3.64	89.64	50,139	37.83	60.47
2	福岡市	100,539	46.89	96.80	14,843	6.92	100.00	97,713	45.57	52.66
3	大牟田市	6,440	39.61	97.68	2,194	13.49	100.00	6,153	37.85	56.58
4	久留米市	13,854	30.04	98.31	5,929	12.86	100.00	18,737	40.63	92.18
5	直方市	1,690	22.79	96.56	1,785	24.07	100.00	3,293	44.40	63.29
6	飯塚市	6,709	38.23	96.18	3,331	18.98	100.00	6,177	35.20	37.64
7	田川市	1,004	15.13	94.76	1,284	19.35	100.00	3,837	57.83	86.05
8	柳川市	3,854	35.38	97.72	1,845	16.94	100.00	4,785	43.92	63.74
9	嘉麻市	1,335	21.96	96.72	1,527	25.12	100.00	2,630	43.26	62.77
10	朝倉市	3,951	51.37	99.05	1,264	16.43	100.00	2,144	27.88	42.37
11	八女市	3,676	38.45	98.86	1,812	18.95	100.00	3,557	37.21	86.94
12	筑後市	2,952	47.45	98.60	1,199	19.27	100.00	1,810	29.10	35.30
13	大川市	2,174	45.36	94.87	421	8.78	100.00	1,767	36.87	92.96
14	行橋市	2,259	23.52	96.89	2,037	21.21	100.00	4,345	45.23	68.57
15	豊前市	1,022	28.36	97.74	820	22.75	100.00	1,344	37.29	31.66
16	中間市	2,271	36.04	96.45	1,326	21.04	100.00	2,058	32.66	64.84
17	小郡市	3,583	47.94	96.93	616	8.24	100.00	3,923	52.49	70.35
18	筑紫野市	5,039	39.60	88.28	1,171	9.20	100.00	5,930	46.60	99.42
19	春日市	5,805	42.81	96.98	750	5.53	100.00	6,244	46.04	63.60
20	大野城市	4,023	35.61	97.69	1,152	10.20	100.00	7,613	67.38	69.06
21	太宰府市	4,121	44.53	96.50	812	8.77	100.00	3,537	38.22	62.16
22	那珂川市	2,171	33.07	94.71	597	9.10	100.00	3,219	49.04	68.30
24	宇美町	1,543	33.15	96.85	996	21.40	100.00	1,877	40.32	65.85
25	篠栗町	1,328	29.89	95.40	569	12.81	100.00	2,248	50.60	44.30
26	志免町	2,046	29.98	97.80	752	11.02	99.75	3,573	52.36	72.09
27	須恵町	1,030	28.97	97.85	599	16.84	100.00	1,584	44.54	76.98
28	新宮町	942	32.13	98.12	646	22.03	100.00	1,406	47.95	72.11
29	古賀市	2,715	33.59	97.45	1,119	13.85	99.12	4,150	51.35	70.91
30	久山町	650	64.23	96.32	10	0.99	100.00	274	27.08	90.33
31	粕屋町	1,391	30.31	97.25	735	16.02	100.00	2,142	46.68	80.32
32	宗像市	9,456	66.51	95.83	493	3.47	100.00	4,259	29.95	65.97
33	福津市	3,214	37.16	96.78	1,810	20.93	100.00	3,373	39.00	72.53
37	芦屋町	915	39.41	96.11	437	18.82	100.00	694	29.89	76.52
38	水巻町	968	24.53	98.23	881	22.33	100.00	1,779	45.08	66.80
39	岡垣町	1,486	36.09	98.57	996	24.19	100.00	1,266	30.74	40.41
40	遠賀町	772	28.29	97.95	529	19.38	100.00	1,135	41.59	68.13
41	小竹町	365	25.87	96.23	191	13.54	100.00	523	37.07	78.13
42	鞍手町	805	29.73	99.65	575	21.23	100.00	1,221	45.09	60.05
43	宮若市	1,082	28.29	97.68	824	21.55	100.00	1,640	42.89	69.98
45	桂川町	454	22.20	97.59	464	22.69	100.00	1,328	64.94	41.98
55	筑前町	1,584	35.72	95.91	637	14.36	100.00	2,255	50.85	68.08
57	東峰村	162	40.40	93.37	92	22.94	100.00	129	32.17	88.21
59	糸島市	4,652	29.76	98.77	3,206	20.51	100.00	6,929	44.32	57.44
62	うきは市	2,222	48.76	100.00	110	2.41	100.00	1,668	36.60	83.12
66	大刀洗町	903	44.03	93.54	222	10.82	100.03	936	45.64	72.96
68	大木町	1,150	65.53	95.46	138	7.86	99.82	403	22.96	76.39
73	広川町	1,181	41.14	96.63	701	24.42	100.00	963	33.54	57.66
76	みやま市	3,043	50.67	96.55	1,373	22.86	100.00	1,537	25.60	59.17
81	香春町	318	19.74	99.56	356	22.10	97.90	764	47.42	84.25
82	添田町	234	15.57	97.41	466	31.00	100.00	634	42.18	72.82
83	福智町	772	20.24	97.90	726	19.04	100.00	2,302	60.36	52.50
84	糸田町	273	22.54	100.00	261	21.55	99.90	596	49.22	76.34
85	川崎町	623	24.37	99.97	282	11.03	100.00	1,404	54.93	64.03
88	大任町	128	16.26	98.82	126	16.01	100.00	447	56.80	85.22
89	赤村	148	27.51	97.81	87	16.17	100.00	225	41.82	60.88
90	苅田町	702	15.80	81.25	880	19.81	96.95	2,459	55.35	71.70
91	みやこ町	689	23.12	95.68	689	23.12	100.00	1,281	42.99	70.94
94	築上町	506	19.63	97.93	654	25.37	100.00	1,139	44.18	75.40
95	吉富町	327	36.45	98.89	211	23.52	100.00	266	29.65	66.04
97	上毛町	559	50.91	96.83	126	11.48	100.00	318	28.96	67.22
市町村計		295,786	41.64	97.49	75,504	10.63	99.49	302,082	42.52	67.52

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-3　市町村別　納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和６年度								
		口座振替			特別徴収			自主納付		
		世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）	世帯数（世帯）	世帯割合（%）	収納率（%）
1	北九州市	61,479	53.04	95.47	4,596	3.97	90.18	49,830	42.99	57.32
2	福岡市	99,938	46.87	96.63	13,781	6.46	100.00	99,524	46.67	52.71
3	大牟田市	6,031	42.74	97.85	2,032	14.40	100.00	6,048	42.86	57.06
4	久留米市	16,080	36.15	99.99	7,606	17.10	100.00	20,792	46.75	90.96
5	直方市	1,658	25.30	96.59	1,640	25.03	100.00	3,255	49.67	63.03
6	飯塚市	6,516	41.79	95.94	3,150	20.20	100.00	5,927	38.01	31.67
7	田川市	936	13.45	92.24	1,615	23.20	100.00	4,409	63.35	78.97
8	柳川市	3,687	36.21	97.76	1,799	17.67	100.00	4,696	46.12	66.86
9	嘉麻市	1,248	23.64	96.26	1,445	27.37	100.00	2,586	48.99	61.03
10	朝倉市	3,598	52.34	99.43	1,150	16.73	100.00	2,126	30.93	51.58
11	八女市	3,650	40.86	98.76	1,726	19.32	100.00	3,556	39.81	85.95
12	筑後市	2,835	49.27	98.51	1,126	19.57	100.00	1,793	31.16	36.51
13	大川市	2,021	47.69	95.04	432	10.19	100.00	1,785	42.12	92.04
14	行橋市	2,174	26.14	97.07	1,873	22.52	100.00	4,271	51.35	68.00
15	豊前市	1,020	33.30	97.47	749	24.45	100.00	1,294	42.25	30.46
16	中間市	2,112	39.07	96.29	1,283	23.74	100.00	2,010	37.19	64.16
17	小郡市	3,510	40.13	96.87	623	7.12	100.00	4,614	52.75	39.45
18	筑紫野市	4,793	40.73	98.07	1,111	9.44	100.00	5,863	49.83	90.38
19	春日市	5,579	44.43	97.17	850	6.77	100.00	6,127	48.80	30.51
20	大野城市	3,895	29.98	97.85	1,130	8.70	100.20	7,965	61.32	68.80
21	太宰府市	3,940	48.52	96.62	878	10.81	100.00	3,302	40.67	62.09
22	那珂川市	2,005	34.83	93.52	580	10.08	100.00	3,171	55.09	68.90
24	宇美町	1,424	32.37	97.26	1,119	25.44	100.00	1,856	42.19	64.74
25	篠栗町	1,268	31.58	95.89	513	12.78	100.00	2,234	55.64	66.02
26	志免町	1,919	30.49	97.49	711	11.30	99.71	3,663	58.21	72.11
27	須恵町	916	29.30	96.89	534	17.08	100.00	1,676	53.61	77.92
28	新宮町	899	32.06	98.60	541	19.29	100.00	1,364	48.64	68.96
29	古賀市	2,498	32.22	97.34	1,170	15.09	100.00	4,084	52.68	71.12
30	久山町	621	70.41	95.99	12	1.36	100.00	249	28.23	82.04
31	粕屋町	1,431	34.50	96.95	637	15.36	100.00	2,080	50.14	78.16
32	宗像市	9,163	65.23	95.97	458	3.26	100.00	4,427	31.51	64.47
33	福津市	3,125	38.09	96.62	1,724	21.01	100.00	3,356	40.90	72.34
37	芦屋町	863	42.43	97.01	387	19.03	100.00	784	38.54	68.06
38	水巻町	924	26.42	96.93	827	23.64	100.00	1,747	49.94	62.62
39	岡垣町	1,397	38.57	97.93	982	27.11	100.00	1,243	34.32	36.32
40	遠賀町	695	30.27	97.24	493	21.47	100.04	1,108	48.26	68.58
41	小竹町	343	34.79	97.81	167	16.94	100.00	476	48.28	36.55
42	鞍手町	774	30.79	99.01	517	20.56	100.00	1,223	48.65	61.49
43	宮若市	1,080	31.62	97.39	751	21.98	100.00	1,585	46.40	68.22
45	桂川町	506	23.55	96.26	437	20.34	100.00	1,206	56.12	42.82
55	筑前町	1,517	34.14	96.51	616	13.86	100.00	2,311	52.00	66.52
57	東峰村	153	42.03	92.15	91	25.00	100.00	120	32.97	86.98
59	糸島市	4,794	27.24	98.60	2,622	14.90	99.76	10,180	57.85	71.38
62	うきは市	2,149	55.56	100.00	107	2.77	100.00	1,612	41.68	77.26
66	大刀洗町	918	47.20	95.25	291	14.96	100.00	736	37.84	72.05
68	大木町	1,152	58.39	99.31	123	6.23	99.66	698	35.38	70.46
73	広川町	1,111	40.83	96.75	634	23.30	100.00	976	35.87	55.42
76	みやま市	2,900	52.80	96.65	1,265	23.03	100.00	1,327	24.16	62.63
81	香春町	295	21.53	99.00	327	23.87	100.01	748	54.60	80.97
82	添田町	212	16.87	96.78	424	33.73	100.00	621	49.40	70.14
83	福智町	674	18.64	99.56	725	20.05	100.00	2,217	61.31	53.99
84	糸田町	267	23.50	100.00	222	19.54	99.86	647	56.95	73.94
85	川崎町	589	26.34	99.70	262	11.72	100.00	1,385	61.94	69.09
88	大任町	81	11.91	97.76	120	17.65	100.00	479	70.44	83.40
89	赤村	140	30.11	99.44	76	16.34	99.99	249	53.55	64.09
90	苅田町	695	18.68	80.59	849	22.82	96.89	2,176	58.49	70.90
91	みやこ町	648	25.78	97.28	669	26.61	100.00	1,197	47.61	73.45
94	築上町	468	21.90	97.90	603	28.22	100.00	1,066	49.88	77.50
95	吉富町	313	41.96	96.71	190	25.47	100.00	243	32.57	73.74
97	上毛町	523	53.64	97.72	124	12.72	100.00	328	33.64	66.17
市町村計		288,150	42.99	97.50	73,495	10.97	99.42	308,621	46.04	69.32

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-5　市町村別滞納世帯割合の推移（各年度６月１日現在）

保険者番号	保険者名	令和４年度			令和５年度			令和６年度		
		世帯数	滞納世帯数	割合（%）	世帯数	滞納世帯数	割合（%）	世帯数	滞納世帯数	割合（%）
1	北九州市	130,055	12,505	9.62%	125,539	15,033	11.97%	120,939	14,792	12.23%
2	福岡市	216,652	29,751	13.73%	214,190	24,839	11.60%	213,095	26,172	12.28%
3	大牟田市	16,656	1,384	8.31%	15,911	1,468	9.23%	15,204	1,192	7.84%
4	久留米市	40,396	5,353	13.25%	39,559	5,333	13.48%	38,409	3,541	9.22%
5	直方市	7,505	1,044	13.91%	7,141	1,087	15.22%	6,922	1,080	15.60%
6	飯塚市	17,443	860	4.93%	16,880	853	5.05%	16,309	890	5.46%
7	田川市	6,656	546	8.20%	6,656	251	3.77%	6,125	261	4.26%
8	柳川市	9,149	489	5.34%	8,924	436	4.89%	8,601	459	5.34%
9	嘉麻市	6,001	986	16.43%	5,735	996	17.37%	5,503	986	17.92%
10	朝倉市	7,353	414	5.63%	7,135	422	5.91%	6,916	373	5.39%
11	八女市	9,562	288	3.01%	9,327	782	8.38%	9,027	789	8.74%
12	筑後市	6,303	280	4.44%	6,054	269	4.44%	5,967	259	4.34%
13	大川市	4,707	428	9.09%	4,544	211	4.64%	4,402	369	8.38%
14	行橋市	9,304	840	9.03%	9,042	815	9.01%	8,703	857	9.85%
15	豊前市	3,536	180	5.09%	3,379	184	5.45%	3,164	95	3.00%
16	中間市	6,487	386	5.95%	6,167	377	6.11%	5,870	328	5.59%
17	小郡市	7,528	1,369	18.19%	7,262	1,475	20.31%	6,826	1,405	20.58%
18	筑紫野市	13,045	604	4.63%	12,649	522	4.13%	18,295	894	4.89%
19	春日市	13,575	160	1.18%	13,383	122	0.91%	13,028	146	1.12%
20	大野城市	11,728	1,886	16.08%	11,370	2,054	18.07%	11,105	1,040	9.37%
21	太宰府市	9,146	760	8.31%	8,770	653	7.45%	8,470	644	7.60%
22	那珂川市	6,535	1,090	16.68%	6,246	1,028	16.46%	6,022	1,051	17.45%
24	宇美町	4,751	265	5.58%	4,583	909	19.83%	4,583	814	17.76%
25	篠栗町	3,513	241	6.86%	3,390	210	6.19%	3,275	168	5.13%
26	志免町	5,583	656	11.75%	5,356	1,293	24.14%	5,166	1,215	23.52%
27	須恵町	3,489	393	11.26%	3,369	231	6.86%	3,195	188	5.88%
28	新宮町	3,093	263	8.50%	3,012	247	8.20%	2,922	251	8.59%
29	古賀市	7,308	811	11.10%	7,131	628	8.81%	6,873	627	9.12%
30	久山町	1,001	37	3.70%	943	45	4.77%	934	48	5.14%
31	粕屋町	4,593	136	2.96%	4,428	124	2.80%	4,292	124	2.89%
32	宗像市	12,662	532	4.20%	12,264	404	3.29%	12,070	240	1.99%
33	福津市	8,175	110	1.35%	8,028	103	1.28%	7,859	114	1.45%
37	芦屋町	1,831	100	5.46%	1,750	133	7.60%	1,686	114	6.76%
38	水巻町	4,047	314	7.76%	3,875	319	8.23%	3,742	346	9.25%
39	岡垣町	4,148	335	8.08%	4,029	353	8.76%	3,891	362	9.30%
40	遠賀町	4,224	249	5.89%	3,939	332	8.43%	2,446	273	11.16%
41	小竹町	1,146	65	5.67%	1,075	97	9.02%	1,035	52	5.02%
42	鞍手町	2,343	65	2.77%	2,241	51	2.28%	2,204	61	2.77%
43	宮若市	3,747	283	7.55%	3,731	236	6.33%	3,546	254	7.16%
45	桂川町	2,013	107	5.32%	1,927	95	4.93%	1,870	90	4.81%
55	筑前町	3,981	278	6.98%	3,830	275	7.18%	3,762	273	7.26%
57	東峰村	328	13	3.96%	308	13	4.22%	523	23	4.40%
59	糸島市	15,579	156	1.00%	15,458	166	1.07%	14,985	250	1.67%
62	うきは市	4,156	311	7.48%	3,980	304	7.64%	3,852	298	7.74%
66	大刀洗町	2,053	121	5.89%	2,030	124	6.11%	1,963	109	5.55%
68	大木町	1,759	129	7.33%	1,722	122	7.08%	1,709	159	9.30%
73	広川町	2,636	191	7.25%	2,547	204	8.01%	2,448	200	8.17%
76	みやま市	5,562	94	1.69%	5,325	82	1.54%	5,122	98	1.91%
81	香春町	1,629	105	6.45%	1,544	120	7.77%	1,442	124	8.60%
82	添田町	1,488	54	3.63%	1,413	50	3.54%	1,330	47	3.53%
83	福智町	3,449	431	12.50%	3,348	430	12.84%	3,249	457	14.07%
84	糸田町	1,327	95	7.16%	1,291	69	5.34%	1,242	53	4.27%
85	川崎町	2,504	296	11.82%	2,409	311	12.91%	2,348	322	13.71%
88	大任町	778	85	10.93%	727	81	11.14%	705	87	12.34%
89	赤村	516	44	8.53%	497	55	11.07%	462	28	6.06%
90	苅田町	4,441	496	11.17%	4,223	455	10.77%	4,058	437	10.77%
91	みやこ町	2,936	174	5.93%	2,824	180	6.37%	2,683	199	7.42%
94	築上町	2,546	281	11.04%	2,447	249	10.18%	2,313	240	10.38%
95	吉富町	883	67	7.59%	832	57	6.85%	800	35	4.38%
97	上毛町	1,096	64	5.84%	1,057	66	6.24%	1,005	66	6.57%
市町村計		696,636	70,050	10.06%	678,746	68,433	10.08%	666,492	66,469	9.97%

出典：厚生労働省「予算関係等資料」

図表4-2　市町村別レセプト内容点検効果率の状況の推移

保険者番号	保険者名	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		１人当たり内容点検効果額（円）	内容点検効果率（%）	１人当たり内容点検効果額（円）	内容点検効果率（%）	１人当たり内容点検効果額（円）	内容点検効果率（%）
1	北九州市	477	0.13	411	0.10	431	0.11
2	福岡市	418	0.14	381	0.12	361	0.11
3	大牟田市	889	0.21	314	0.07	464	0.10
4	久留米市	989	0.28	1,020	0.27	1,165	0.31
5	直方市	1,030	0.28	410	0.11	1,304	0.34
6	飯塚市	1,013	0.28	1,001	0.25	725	0.18
7	田川市	1,574	0.42	1,276	0.33	1,426	0.38
8	柳川市	2,172	0.60	1,321	0.35	878	0.24
9	嘉麻市	318	0.08	193	0.05	135	0.03
10	朝倉市	356	0.09	348	0.08	231	0.06
11	八女市	1,468	0.42	723	0.20	991	0.27
12	筑後市	170	0.05	237	0.06	1,503	0.37
13	大川市	711	0.18	836	0.20	1,744	0.42
14	行橋市	394	0.10	188	0.05	804	0.21
15	豊前市	298	0.07	939	0.23	246	0.06
16	中間市	625	0.17	554	0.15	866	0.23
17	小郡市	899	0.27	840	0.22	824	0.23
18	筑紫野市	374	0.11	395	0.11	451	0.12
19	春日市	430	0.13	482	0.14	576	0.17
20	大野城市	820	0.25	486	0.14	423	0.12
21	太宰府市	276	0.08	316	0.09	272	0.08
22	那珂川市	329	0.10	727	0.21	206	0.06
24	宇美町	609	0.16	775	0.19	242	0.06
25	篠栗町	912	0.14	186	0.05	231	0.06
26	志免町	486	0.15	389	0.12	334	0.10
27	須恵町	459	0.13	599	0.15	239	0.06
28	新宮町	212	0.06	222	0.06	163	0.05
29	古賀市	1,934	0.53	1,498	0.39	961	0.25
30	久山町	1,103	0.26	535	0.16	387	0.11
31	粕屋町	814	0.25	472	0.13	438	0.13
32	宗像市	1,951	0.53	1,332	0.35	1,265	0.34
33	福津市	851	0.25	271	0.07	311	0.08
37	芦屋町	670	0.18	1,733	0.43	560	0.13
38	水巻町	834	0.22	541	0.14	509	0.12
39	岡垣町	592	0.16	429	0.11	939	0.25
40	遠賀町	968	0.26	559	0.15	442	0.11
41	小竹町	2,301	0.53	255	0.06	387	0.08
42	鞍手町	1,205	0.35	228	0.06	215	0.05
43	宮若市	444	0.11	442	0.10	245	0.06
45	桂川町	323	0.09	337	0.10	1,151	0.30
55	筑前町	993	0.30	966	0.26	1,064	0.30
57	東峰村	1,287	0.22	2,138	0.51	465	0.12
59	糸島市	1,046	0.31	634	0.17	674	0.18
62	うきは市	1,286	0.34	1,413	0.35	3,077	0.76
66	大刀洗町	284	0.08	392	0.11	161	0.04
68	大木町	525	0.15	459	0.11	346	0.09
73	広川町	1,228	0.35	896	0.26	1,523	0.44
76	みやま市	782	0.19	467	0.11	2,095	0.45
81	香春町	1,729	0.47	1,164	0.29	2,272	0.56
82	添田町	395	0.10	635	0.16	514	0.13
83	福智町	1,020	0.28	1,173	0.33	1,047	0.29
84	糸田町	370	0.12	389	0.12	231	0.07
85	川崎町	266	0.08	203	0.06	174	0.05
88	大任町	276	0.08	234	0.06	1,447	0.47
89	赤村	548	0.15	436	0.11	284	0.08
90	苅田町	484	0.14	1,271	0.34	808	0.23
91	みやこ町	650	0.17	447	0.11	640	0.16
94	築上町	421	0.11	343	0.08	1,263	0.28
95	吉富町	182	0.04	249	0.06	221	0.05
97	上毛町	290	0.09	191	0.06	381	0.10
市町村計		666	0.19	549	0.15	599	0.16

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」